

紫波町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 (素案)

第 1 章 計画の概要

第 1 節 基本方針

平成 12 年に循環型社会形成推進基本法が制定されたことを契機に、ごみ処理事業は中間処理による安定化、減量・減容化のみならず、排出抑制、再使用、リサイクルの推進へと大きく主眼を転換している。また、製造業者等にリサイクルを義務づける容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法等のリサイクルの推進に係る諸法の制定等により、行政関与で処理すべき対象物も変化してきている。特に、プラスチック製品については、令和 2 年 7 月よりレジ袋有料化が始まるなど、一層の取組が求められている。

平成 27 年には京都議定書に続く地球温暖化対策に係る新たな国際的な枠組みとして「パリ協定」が採決され、「産業革命前からの気温上昇を 2 度未満とすることを目標とし、1.5 度に抑えるよう努力する」という世界共通の長期目標が決められた。本町においては、紫波町環境・循環基本計画の中で二酸化炭素排出量 25%削減という目標を掲げ、削減対策、吸収源対策に取り組んでおり、引続き廃棄物処理分野においても温室効果ガスの排出削減に取り組むことが求められている。

このような状況の中、本一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下「本計画」という)は、紫波町(以下「本町」という)が、地球温暖化の防止を図るとともに循環型社会を形成し、持続可能な発展を続けていくために重要な位置を占めるごみの処理・処分について、その発生抑制も含めた総合的かつ長期的な基本方針を示すものである。

本町は、盛岡市(都南地域)及び矢巾町と共に盛岡・紫波地区環境施設組合を構成し、ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分を行っている。また、本町は、早くから指定ごみ袋を導入するとともに、有機資源循環を促進する「えこ3センター」の整備のほか、住民との協働によりごみの発生抑制・再資源化の推進を図るため、資源回収活動や段ボールコンポスト購入、家庭系廃食用油の回収等、さまざまな支援、施策を実施している。

今後は、低炭素社会構築に向けて、これまで以上にごみ発生量の少ないまちづくりを進め、限られた資源やエネルギーの有効活用を図ることで、環境負荷の低減を図っていく必要がある。

このため、本計画ではごみの発生抑制(リデュース)を中心に、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)のいわゆる3Rを基調とした適正なごみ処理体制を構築することにより、焼却処理するごみの量や最終処分量を削減し、循環型社会の形成と地球温暖化の防止を図ることを基本方針とする。

第2節 計画の基本的事項

1 計画策定の根拠

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(一般廃棄物処理基本計画)を定めなければならないこととされている。

2 今回の「改定」の目的

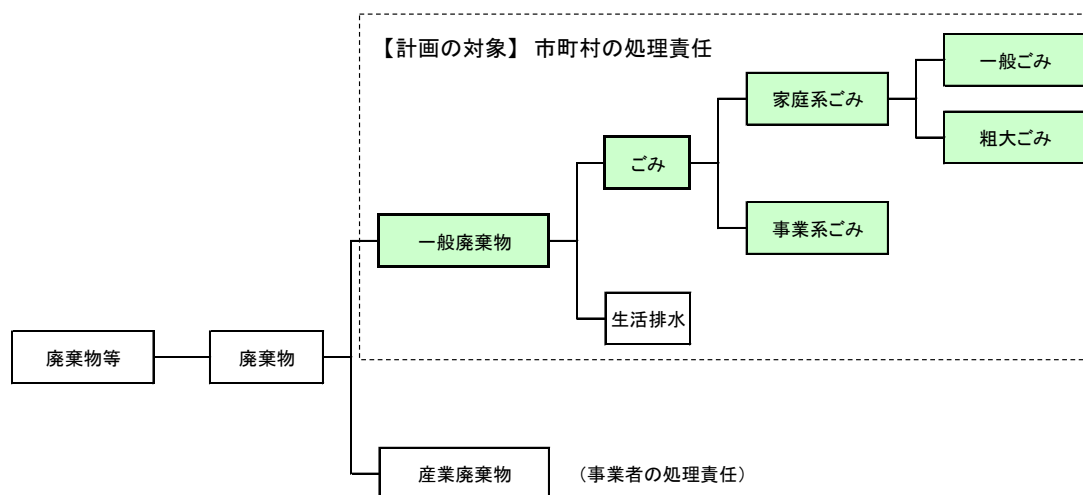
市町村の一般廃棄物処理基本計画は、国が定めた「ごみ処理基本計画策定指針(改定版)」(平成25年6月:環境省)に基づき策定を行うこととされている。この指針によると、一般廃棄物処理基本計画の策定の時期については以下のとおり定められている。

一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。

本計画は、平成28年3月に策定された「紫波町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」の最終年度となることから、これまでの取組みを検証するとともに、人口減少等の社会情勢の変化、ごみ処理の現状を踏まえ、今後5年間の新たな計画に改定するものである。

3 計画の対象

本計画は、廃棄物処理法により市町村に処理責任があるとされている「一般廃棄物(ごみ)」を対象とする。



第3節 計画期間

本計画は令和3年度を初年度とし、令和12年度を最終年度とする向こう10年間とし、中間年度を令和7年度とする。なお、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動のあった場合は必要に応じて見直す。

計画期間 令和3年度 → 令和10年度

中間年度 令和7年度

第2章 紫波町の概要

第1節 紫波町の概要

1 町のあらまし

本町は、岩手県のほぼ中央、県都盛岡市と花巻市の中間に位置し、自然環境、社会環境ともに恵まれた町である。

本町は、大別して中央部、東部、西部に区分される。

中央部は、北上川が豊かな水をたたえて南流し、官公署と商店街が集積し中心街を形成している。近年は、宅地開発が進み、急激な人口の集積により、都市化が進んでいる。

東部地域は、北上高地に抱かれた丘陵で、畑作や果樹の生産が盛んである。

奥羽山脈のすそ野に広がる西部地域は、水田を主体として、野菜や畜産などを取り入れた複合的な経営が盛んである。

交通網は、中央部は国道4号、JR東北本線、東北新幹線、東部には国道396号と456号、西部には東北縦貫自動車道がそれぞれ南北に走り、交通の要衝となっている。

このような環境のもとに、中央部の紫波中央駅前区域では、オガールプロジェクトにより公共施設や民間施設の整備が平成28年度に完了するとともに、周辺の宅地開発および商業施設の出店が進んでいる。

2 町のおいたち

本町は、既に縄文時代に先住民が集落をつくり生活を営んでいたが、延暦22年(803年)に坂上田村麻呂の志波城築城により中央の統治下となった。

安倍氏・清原氏の統治を経て、藤原清衡が奥六郡を支配するに及んで、一族の樋爪氏を配置し当地の豊富な産金と米作を中心とした地域の振興に努めた。特に赤沢白山、南日詰五郎沼、片寄新山付近は平泉文化の影響を大きくうけて栄えた。

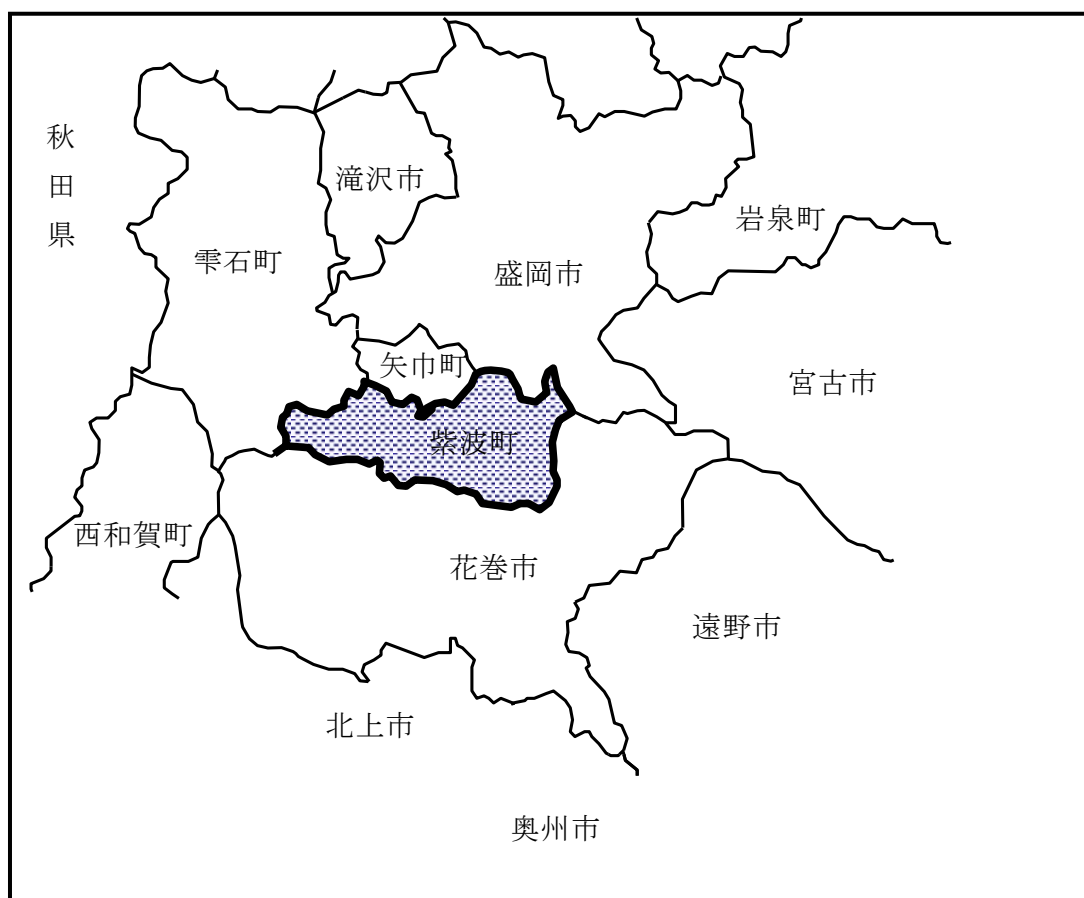
文治5年(1189年)、源頼朝の奥羽攻略後、鎌倉幕府の御家人が来住し、南北朝時代に北朝方の陸奥守斯波家長が、高水寺城を構えて以降、累代250余年間に渡り斯波郡66郡を支配した。

天正16年(1588年)、南部領となり明治3年まで、南部氏の統治下となった。

明治11年(1878年)、郡村制施行に伴い、同12年(1879年)紫波町地域が16の戸長役場区域に分割され、同21年(1888年)町村制施行とともに、同22年(1889年)日詰町、古館、水分、志和、赤石、彦部、佐比内、赤沢、長岡村の1町8ヵ村となった。

現在の紫波町は、昭和30年(1955年)4月1日、日詰町を中心に、これらの1町8ヵ村が合併して誕生したものである。

図 2.1 紫波町位置図



第2節 自然条件

1 地理的・地形的特性

地形は東部に北上高地、西部には奥羽山脈がそれぞれ南北に縦走し、この間を北上盆地の平地が細長く形成されている。

この平地の東端を南流する北上川は、東西の山脈に水源を発する岩崎川、彦部川、滝名川等、大小の支流をあわせて一大水系をなしている。

地質については、沖積層について洪積層の分布が広く、これらは農耕地の主要な部分を占めている。また、古成層、第三紀層のほか火成岩としての花崗岩、蛇紋岩、石英斑岩、輝石安山岩、閃緑岩等の分布も見られるが、これらの大部分は山間地帯に属し、農耕地として利用されているのは主に花崗岩地帯である。

2 気候的特性

(1) 気温

過去10年間の月別平均の推移を表2.1に、月別平均気温を図2.2に示す。

月平均気温の過去10年間の平均値は、 -2.4°C (1月)～ 23.5°C (8月)の範囲で変化しており、年平均気温の過去10年間の平均値は 10.7°C であった。

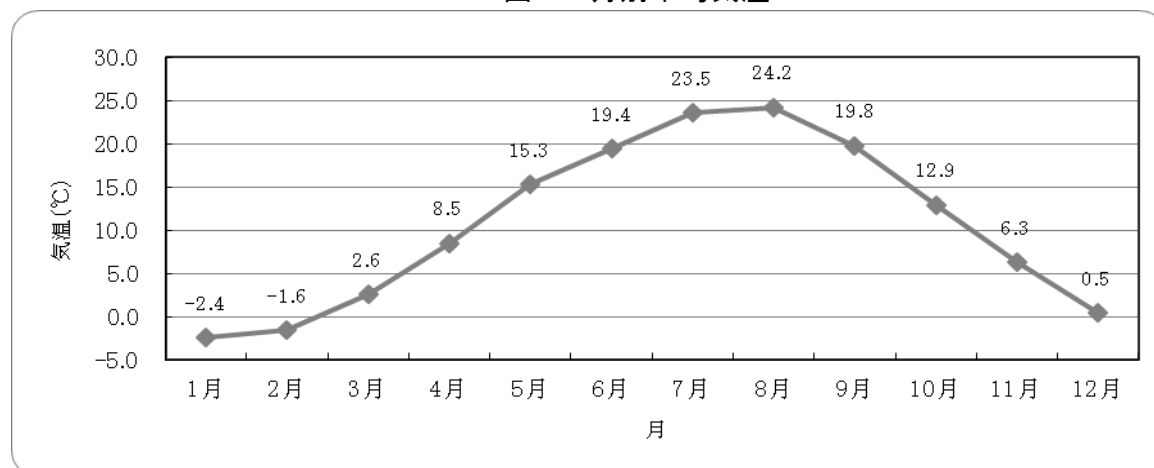
表2.1 月別平均気温の推移

(単位: $^{\circ}\text{C}$)

年	最高	最低	平均	平均気温											
				1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
H22	35.7	-15.0	11.0	-1.7	-1.8	1.5	6.5	13.9	20.7	24.4	26.2	20.0	13.6	6.3	1.9
23	35.1	-15.2	10.4	-4.2	-1.2	0.9	7.4	13.9	19.5	24.5	24.1	20.2	12.5	7.2	-0.3
24	35.0	-16.6	10.4	-4.0	-4.1	1.5	8.4	14.9	18.4	22.9	25.7	23.0	13.4	6.4	-1.2
25	33.7	-16.9	10.3	-3.9	-3.0	2.1	7.5	13.8	20.2	22.0	23.9	19.9	14.0	5.7	1.2
26	34.6	-14.1	10.4	-2.7	-1.6	2.2	8.8	15.7	20.8	23.4	23.3	17.6	12.0	6.4	-1.5
27	35.7	-13.7	11.4	-1.4	0.4	4.3	10.2	16.6	19.4	24.0	23.2	18.6	11.7	7.4	1.9
28	35.0	-11.6	11.1	-1.1	-0.4	3.7	9.5	15.9	18.8	22.4	24.8	21.0	12.1	4.6	1.6
29	35.0	-16.0	10.5	-1.6	-0.5	2.1	9.2	16.3	18.0	24.2	22.3	18.2	12.3	5.9	-0.9
30	35.7	-15.7	10.9	-2.5	-3.5	3.7	9.9	15.4	19.5	24.7	23.3	19.1	13.5	6.9	0.7
R 1	35.8	-11.2	11.2	-0.9	-0.3	3.7	7.8	16.4	18.8	22.7	25.3	20.2	14.2	5.8	1.1
平均	35.1	-14.6	10.7	-2.4	-1.6	2.6	8.5	15.3	19.4	23.5	24.2	19.8	12.9	6.3	0.5

資料: 気象庁「気象統計情報」

図2.2 月別平均気温



(2) 降水量

過去10年間の月別降水量の推移を表2.2に、月別平均降水量を図2.3に示す。

月別降水量の過去10年間の平均値は41.9mm(2月)～188.1mm(8月)で変化しており、年間降水量の過去10年間の平均は1,286mmであった。

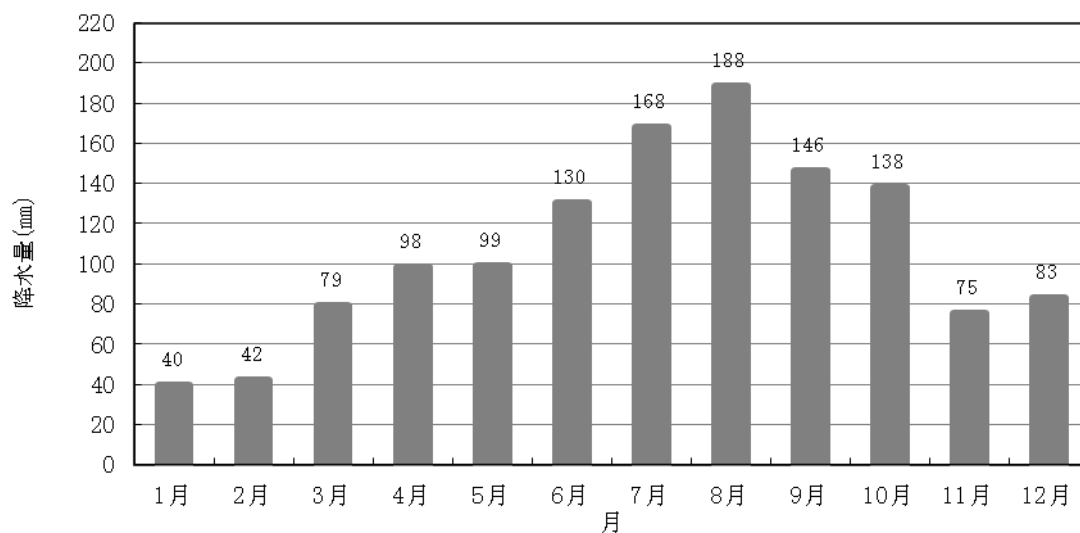
表2.2 月別降水量の推移

(単位:mm)

年	降 水 量												年間
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
H22	80.5	25	89.5	82.5	127.5	207.5	183	211	182	64	71	203	1,527
23	27.5	34.5	31.5	134.5	129	204	102.5	163.5	232	116	43.5	54	1,273
24	24	49.5	120	98.5	76.5	52.5	153	33	99.5	133.5	162.5	78	1,081
25	51	29.5	55.5	105.0	39.5	53.5	437.0	288.5	180.5	222.0	81.0	47.0	1,590.0
26	56.5	26.0	106.0	63.0	63.0	66.5	145.5	235.5	104.0	122.0	85.5	108.0	1,181.5
27	26.5	40.5	127.0	103.0	58.0	228.0	104.5	154.0	139.5	116.5	118.5	95.5	1,311.5
28	29.0	51.5	33.5	114.0	112.0	143.0	105.0	251.5	91.0	126.5	51.0	61.0	1,169.0
29	30.5	58.0	45.0	73.5	81.0	102.5	294.5	170.5	213.0	175.0	35.0	57.5	1,336.0
30	49.0	61.0	123.0	95.5	175.5	103.0	87.5	226.0	167.5	92.0	40.5	56.0	1,276.5
R 1	20.5	43.5	60.5	112.5	125.0	141.5	66.5	147.0	51.5	210.5	64.0	69.5	1,112.5
平均	40	41.9	79	98.2	98.7	130.2	167.9	188.1	146.1	137.8	75	83	1,286

資料:気象庁「気象統計情報」

図2.3 月別平均降水量



第3節 社会特性

1 人口動態

本町の過去5年間の人口動態を表2.3に、過去10年間の人口の推移を表2.4示す。

人口動態をみると死亡数が出生数を上回っている。

本町では、宅地開発等で盛岡市のベッドタウン化が顕著となり、人口減少が続いている。

表 2.3 人口動態

(単位:人)

年度	増加			減少		
	出生	転入	合計	死亡	転出	合計
H27	210	999	1,209	386	980	1,366
28	199	924	1,123	386	969	1,355
29	196	995	1,191	380	957	1,337
30	196	936	1,132	380	965	1,345
R1	184	1,288	1,472	384	954	1,338

表 2.4 人口の推移

(単位:人)

年度	人口
H22	34,158
23	34,092
24	33,965
25	33,983
26	33,830
27	33,696
28	33,538
29	33,314
30	33,170
R1	33,061

各年度 10 月 1 日現在

2 産業構造

本町の平成 23 年度における産業別の事業所数と従業者数を表 2.5 に示す。

従業者数が多い産業を順に挙げると、(8)卸売業、小売業、(4)製造業、(3)建設業となっている。

表 2.5 産業(大分類)別事業所数・従業者数

(単位:事業所、人)

	事業所数	従業者数
全 産 業	1,086	9,977
(1) 農 林 漁 業	27	496
(2) 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
(3) 建 設 業	132	1,027
(4) 製 造 業	72	1,941
(5) 電気・ガス・熱供給・水道業	-	-
(6) 情 報 通 信 業	7	30
(7) 運 輸 業 、 郵 便 業	38	1,002
(8) 卸 売 業 、 小 売 業	298	2,324
(9) 金 融 業 、 保 険 業	16	129
(10) 不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	49	137
(11) 学術研究、専門・技術サービス業	23	152
(12) 宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	92	442
(13) 生活関連サービス業、娯楽業	142	398
(14) 教 育 、 学 習 支 援 業	29	110
(15) 医 療 、 福 祉	65	852
(16) 複 合 サ ー ビ ス 事 業	11	236
(17) サービス業(他に分類されないもの)	85	701

資料:総務省・経済産業省「平成 24 年経済センサス-活動調査結果」H24.2.1 現在

農業

本町の平成21年度における農家数を表2.6に示す。

農家の大部分は兼業農家、自給的農家が占めている。

表 2.6 農家数 (単位:戸)

総数	専業農家	兼業農家		自給的農家
		第 1 種	第 2 種	
1,894	300	255	748	570

資料: 県調査統計課「2015 世界農林業センサス」H28.2.1 現在

4 工業

本町の平成 28 年度における工業の業種別事業所数、従業者数、製造品出荷額等を表 2.7 に示す。

製造品出荷額でみると、食料品が最も多い。

表 2.7 業種別事業所数・従業者数・製造品出荷額等

(単位:事業所、人、万円)

	事業所数	従業者数	製造品出荷額
総 数	40	1,564	4,993,937
(1) 食 料 品	11	889	3,934,711
(2) 飲 料・飼 料	4	33	29,168
(3) 織 維	2	26	X
(4) 木 材	1	37	X
(5) 家 具	1	5	X
(6) パルプ・紙	-	-	-
(7) 印 刷	1	10	X
(8) 化 学	-	-	-
(9) 石 油	-	-	-
(10) プラスチック	2	42	X
(11) ゴ ム	-	-	-
(12) 皮 革	-	-	-
(13) 窯 業	3	65	252,308
(14) 鉄 鋼	-	-	-
(15) 非 鉄	-	-	-
(16) 金 属	4	69	126,303
(17) は ん 用	-	-	-
(18) 生 産 用	4	86	108,192
(19) 業 務 用	-	-	-
(20) 電 子	4	109	223,835
(21) 電 気	-	-	-
(22) 情 報	1	174	X
(23) 輸 送	-	-	-
(24) そ の 他	2	19	X

注 従業者 4 人以上の事業所。「X」は数値が秘匿されている。

資料: 県調査統計課「工業統計調査報告書」、「岩手県の工業(確報)」H28.12.31 現在

5 商業

本町の平成 28 年度における卸売業・小売業の事業所数、従業者数、年間商品販売額等を表 2.8 に示す。

表 2.8 卸売業・小売業の事業所数・従業者数・年間商品販売額等

(単位:事業所、人、万円)

区 分	事業所数	従業者数	年間商品販売額
合 計	241	1,384	3,121,000
卸 売 業 計	33	195	1,000,200
(1) 各種商品卸売業	—	—	—
(2) 繊維・衣服等卸売業	—	—	—
(3) 飲食料品卸売業	—	—	—
(4) 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	—	—	—
(5) 機械器具卸売業	—	—	—
(6) その他の卸売業	—	—	—
小 売 業 計	208	1,189	2,120,900
(1) 各種商品小売業	1	2	X
(2) 織物・衣服・身の回り品小売業	—	—	—
(3) 飲食料品小売業	—	—	—
(4) 自動車・自転車小売業	—	—	—
(5) 家具・じゅう器・機械器具小売業	28	172	417,000
(6) その他の小売業	83	447	X

注 「X」は数値が秘匿されている。

資料:県調査統計課「商業統計調査報告書」H28.6.1 現在

6 土地利用

本町の平成 24 年度における土地利用の状況を表 2.9 に示す。

山林が最も多く、次いで田、畑の順となっている。

表 2.9 地目別面積及び構成比

(単位:km²)

	総面積	田	畑	宅地	鉱泉地	池・沼	山林	牧場	原野	雑環地	その他
面積	239.980	45.236	14.454	9.553	—	0.009	82.461	0.088	5.207	2.639	79.193
構成比	100%	18.85%	6.02%	3.98%	—	0.00%	34.36%	0.04%	2.17%	1.10%	33.00%

資料:県市町村課「平成 25 年岩手県統計年鑑」H30.1.1 現在

7 交通

(1) 鉄道

本町には東北新幹線、東北本線が南北に貫き、日詰、紫波中央、古館の3駅がある。

(2) 道路

本町の中央部には国道4号、東部には国道396号、国道456号、西部には東北自動車道、東北自動車道紫波インターチェンジがあり、主要地方道3本を含む10本の県道が整備されている。

第4節 関連計画

1 基本構想等

(1) 紫波町総合計画基本構想

政策分野別方針

「暮らし心地の良いまち」

- 【健康・安心】誰もがその人らしく健やかに暮らせるまち
- 【自然・産業】豊かな環境と町の魅力を生かしたなりわいがあるまち
- 【安全・快適】自然と調和した安全で快適なまち
- 【子ども・教育・文化】郷土を愛し未来を切り拓く人に満ちたまち
- 【自治・参加】多様性とながりのある暮らし心地の良いまち

(2) 紫波町環境・循環基本計画（廃棄物関連を抜粋）

基本計画を構成する4つの方針

① 資源循環のまちづくり

- ア 環境に配慮した有機資源循環を進める
- イ 資源の消費を抑え、環境負荷を減らす

② 環境創造のまちづくり

- ア 環境への負荷に配慮し、低炭素社会を進める

③ 環境学習のまちづくり

- ア 身近な環境を知り、自分たちで守る

④ 交流と協働のまちづくり

- ア 地域内外でのネットワークと協働による存在感のある地域づくりを進める

2 広域化計画等

(1) 岩手県ごみ処理広域化計画

岩手県では、平成11年3月に目標年次を平成29年度として、市町村及び一部事務組合における一般廃棄物の広域処理を推進するための基本指針となる「岩手県ごみ処理広域化計画」を策定した。

同計画では、広域化により期待される効果として、①ダイオキシン類の削減効果、②焼却残渣の高度処理、③リサイクルの推進、④未利用エネルギーの有効活用、⑤廃棄物処理費用の低減、⑥最終処分場の広域化、⑦広域行政の推進を挙げ、人口、ごみ処理量、生活行動圏、運搬距離、広域行政事務組合の現状等を勘案し、かつ、ごみ焼却施設の規模ができる限り500トン/日確保できることを考慮して、県内を6つのブロックに区割りしている。

本町は、下記の市町から構成される「県央ブロック」に位置づけられている。

表 2.10 岩手県ごみ処理広域化計画における県央ブロックの構成市町村

- | |
|----------|
| (1) 盛岡市 |
| (2) 八幡平市 |
| (3) 滝沢市 |
| (4) 雫石町 |
| (5) 葛巻町 |
| (6) 岩手町 |
| (7) 紫波町 |
| (8) 矢巾町 |

(2) 県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想

岩手県ごみ処理広域化計画に定める県央ブロックの8市町で構成する県央ブロックごみ・し尿処理広域推進協議会（以下「広域化推進協議会」という。）では、県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想を策定し、ブロック内のごみ・し尿処理広域化についての基本的な考え方をまとめている。

同構想では、令和11年度の稼動を目指し、新ごみ焼却施設の建設を計画するとしている。

3 廃棄物処理に関する法体系

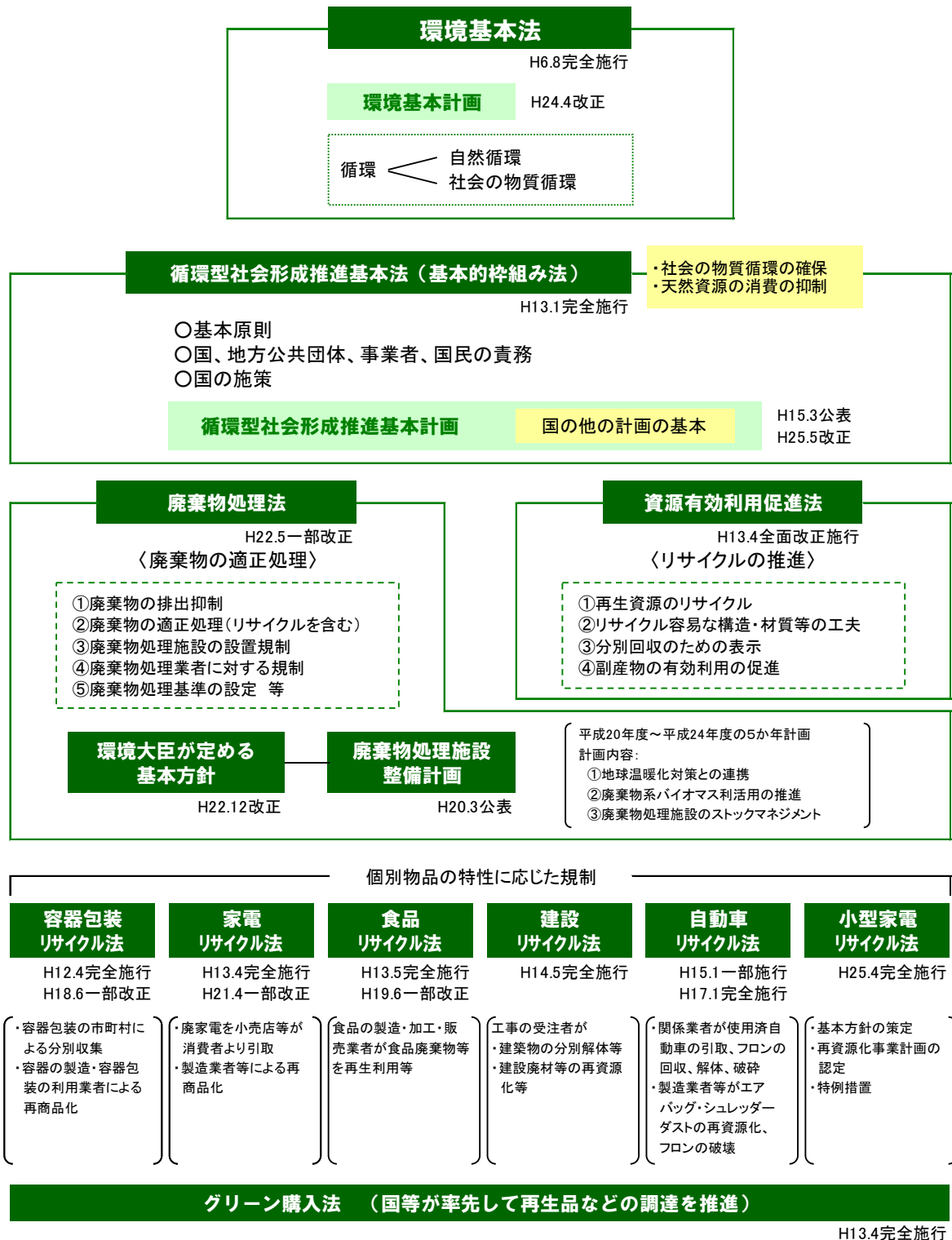
近年では、地球環境問題、循環型社会の構築等へ対応するため、図 2.4 に示すとおりさまざまな法律が制定及び改正されており、最近では、平成 25 年 4 月に使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための小型家電リサイクル法が施行されている。

循環型社会形成推進基本法では、循環型社会を形成していくためにまず廃棄物の発生を抑制し（リデュース）、発生した廃棄物については再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱利用（サーマルリカバリー）の優先順位に従って処理することが基本的に求められている。

また、廃棄物処理法の基本方針が平成 22 年 12 月に改正され、循環型社会と低炭素社会の統合的な実現が求められている。

本計画はこれらの関係法令に配慮して策定するものである。

図 2.4 循環型社会形成推進のための法体系



4 国、県の目標等

国では、廃棄物処理法第5条の2第1項に基づいて定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下「廃棄物処理法の基本方針」とする。)の中で廃棄物の減量化と目標の設定に関する事項を定めているほか、循環型社会形成推進基本法第15条第1項に基づいて定めた「循環型社会形成推進基本計画」の中で減量化の目標を設定している。

岩手県では、廃棄物処理法第5条の5第1項に基づき廃棄物処理計画を策定し、その中で一般廃棄物に関する目標を設定している。

(1) 廃棄物処理法の基本方針

廃棄物処理法の基本方針で定める一般廃棄物の減量化の目標は以下のとおりである。

表 2.11 廃棄物処理法の基本方針で定める目標

項 目	目標年度	目 標
総排出量	平成 32 年度	平成 24 年度比 12%削減
再生利用量		総排出量の 27%
最終処分量		平成 24 年度比 14%削減

注 総排出量:集団回収量+収集量+直接搬入量(事業系ごみを含む。)

(2) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画で定める資源化、減量化の目標のうち、自治体のごみ処理事業において目標にすることができる数値は以下のとおりである。

表 2.12 循環型社会形成推進基本計画で定める目標

取 組 指 標	目標年度	目 標
1人1日当たりのごみ排出量	令和 7 年度	約 850g/人/日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (集団回収量、資源ごみ等を除く)		約 440g/人/日
事業系ごみ排出量 (事業系ごみの「総量」)		約 1,100 万トン

(3) 岩手県廃棄物処理計画

岩手県においては、第四次岩手県廃棄物処理計画において、一般廃棄物の減量化等に関する目標を次のとおり設定している。

表 2.13 第五次岩手県廃棄物処理計画で定める目標

目標項目	平成 30 年度実績	令和 7 年度目標
リサイクル率	18.2%	23.0%
エコショップいわて認定店等における店頭資源回収量	1,475t	2,200t
県民一人1日当たり生活系ごみ排出量	506g	465g
県民一人1日当たり事業系ごみ排出量	295g	271g
最終処分量	41.3 千t	35.8 千t

第3章 現状と課題

第1節 ごみ処理の経緯

本町における処理主体、分別収集、中間処理、最終処分の経緯を表 3.1 に示す。

表 3.1 ごみ処理の経緯

年 月	処理主体・分別収集	中間処理施設・最終処分場
(昭 和)		
43 年 2 月	○紫波郡環境施設組合の設立(紫波町、矢巾町、都南村の 3 町村で構成)	
48 年 10 月		○ごみ焼却施設(30t/8h)稼働
51 年 4 月	○ごみ収集部門組合一括統合 ○ごみ収集業務を民間委託 ○可燃ごみ、不燃ごみの 2 分別収集開始	
51 年 6 月		○不燃物処理施設(20t/5h)稼働
52 年 4 月	○燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみの 3 分別収集開始	
53 年 1 月	○台所ごみを加えた 4 分別収集開始	
54 年 1 月	○粗大ごみを加えた 5 分別収集開始	
54 年 4 月		○高速堆肥化処理施設(20t/日)稼働
55 年 1 月	○資源ごみを紙類、空カン、空ビンの 3 種分別に変更	
56 年 1 月	○資源ごみの空カン・空ビンを同一収集に変更	
57 年 1 月	○古紙・タイヤの同一収集開始	
57 年 4 月	○不燃物処理業務を民間委託	
58 年 1 月	○燃えるごみ、台所ごみ、古紙・燃えがら・廃プラスチック類、廃タイヤ等、空カン・空ビン、大形ごみの 6 種分別に変更	
58 年 4 月	○高速堆肥化処理業務を民間委託	
59 年 1 月	○紙類・紙類以外燃えるごみ、台所ごみ、燃えがら・廃タイヤ、空カン・空ビン、大形ごみの 5 種分別に変更	
59 年 4 月	○大形ごみ処理業務を民間委託	
59 年 8 月	○廃乾電池の分別追加	
(平成)		
元年 1 月	○燃えるごみ、残飯、燃えがら、廃タイヤ、空カン・空ビン、大形ごみ、廃乾電池の 7 種分別開始	
2 年 4 月	○ごみ焼却施設運転業務を民間委託	
3 年 8 月	○残飯収集モデル地区のバケツコンテナ収集開始	
4 年 4 月	○組合名称を盛岡・紫波地区環境施設組合に変更(都南村が盛岡市と合併したため、構成が盛岡市(都南地区)、紫波町、矢巾町の 1 市 2 町となる。)	○ごみ焼却施設(70t/16h)稼働 ○不燃物処理資源化設備(20t/5h)稼働

年 月	処理主体・分別収集	中間処理施設・最終処分場
5 年 1 月	○残飯収集のバケツコンテナ収集完全実施	○リサイクルコンポストセンター(高速堆肥化処理施設)(20t/日)稼働
5 年 4 月	○コンポスト処理業務を民間委託	
8 年 1 月	○廃タイヤの収集廃止	○一般廃棄物最終処分場(69,190m ³)供用開始
8 年 4 月	○指定ごみ袋導入	
9 年 4 月	○資源ごみにペットボトルを追加 ○燃えるごみ、残飯、燃えがら、空カン・空ビン、古紙・古着・紙パック・ペットボトル、大形ごみ、不燃ごみ、乾電池の 8 種分別開始	○ごみ焼却施設(70t/16h)稼働停止。 ○新ごみ焼却施設(高温ガス化熔融炉 160t/24h)試運転開始
10 年 4 月	○残飯を生ごみに変更	
11 年 4 月	○燃えるごみを燃やせるごみに変更	○ごみ焼却施設本格稼働 ○ペットボトルの圧縮・梱包機(1.75t/5h)稼働
12 年 4 月	○燃えがらをもえがらに変更	
13 年 4 月	○もえがらを廃止。せともの等に変更	○エコ3センター(堆肥製造施設)稼働
14 年 11 月		
15 年 4 月	○燃やせるごみは全域週 2 回収集開始 ○大形ごみ、不燃ごみ、せともの等を廃止し、大形・不燃ごみに変更、古紙・古着・紙パック・ペットボトルを古着・段ボールと古紙・紙パック・ペットボトルに分別	○エコ3センター(堆肥製造施設)稼働
16 年 4 月	○日詰地区と彦部の一部区域をモデル地区とし、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の分別収集を開始	
17 年 4 月	○乾電池、カミソリ、体温計、使い捨てライター等の有害・危険ごみは乾電池回収箱を利用して随時収集開始	○容器包装リサイクル推進施設(30t/日)稼働
18 年 4 月	○日詰地区と彦部の一部区域の紙製容器包装、プラスチック製容器包装モデル地区収集を本格実施収集とする	
19 年 4 月	○長岡地区と赤沢の一部区域をモデル地区とし、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の分別収集を開始	○容器包装リサイクル推進施設(30t/日)稼働
20 年 4 月	○ペットボトルの区分にしょうゆ等の調味料容器を加える。	
22 年 8 月	○全町で紙製容器包装、プラスチック製容器包装の分別収集を開始	○容器包装リサイクル推進施設(30t/日)稼働
27 年 10 月	○町内 4 箇所で小型家電回収を開始	
(令和) 2 年 4 月	スプレー缶の回収方法を変更、大型・不燃ごみにリチウムイオンバッテリーを加える。	

第2節 分別区分と処理フロー

1 ごみの分別区分

ごみの分別区分は、盛岡・紫波環境施設組合の一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に基づいており、その一例を表 3.2 に示す。

表 3.2 ごみの分別区分(一例)

区分	内容
燃やせるごみ	木くず 鍋焼きうどん等のアルミ製鍋(使い捨て) 燃やせるペットの砂 リサイクルできない紙類 汚れたカップラーメンの容器 汚れたポテトチップスの袋 汚れた歯磨き・わさびなどのチューブ ゴムホース おむつ ランドセル ハイヒール 長靴 スパイク
生ごみ	
資源ごみ	古紙 (新聞紙、折り込みチラシ、単行本・文庫本などの書籍 (ハードカバーのものを含む)、マンガ本、週刊誌などの雑誌、ノート類) 紙パック ペットボトル 紙製容器包装(コピー用紙の包装紙、アイスクリームの容器、紙袋、ガムやチョコレートの包 み紙、割り箸の袋、酒等のパック) プラスチック製容器包装(果物等のネット、発泡スチロール、食品トレイ(色つき)、乳製品の 容器、シャンプーの容器(ノズルは外して燃やせるごみへ)、レジ袋、野菜等の外装フィルム、 弁当用の容器(値札シールははがさなくてもよい)、アイスクリームの容器、プリン・ゼリーの 容器、カップラーメンの容器、薬の容器(プラスチック製)、いちごや豆腐などの容器) 空カン(飲料缶、缶詰の缶、お菓子の缶、スプレー缶、金属製のふた) 空ビン(食べ物・飲み物のびん、ビールびん、一升びん) 段ボール 古着
大形・不燃ごみ	大形ごみ(自転車、除湿器、大型家具) 不燃ごみ(フライパン、なべ、化粧品品のびん、せともの類、油・塗料の缶、割れたびん、ガスコ ンロ、スキー・スノーボード、ガラス、ストーブ、雪べら、物干し竿、針金ハンガー)
有害・危険ごみ及び乾電池	蛍光管(環型) 蛍光管(直管型) ライター 体温計 カミソリ
直接搬入ごみ	スプリングマットレス 二段ベッド バイブベッド ソファベッド 耐火性金庫 畳 ドラム缶 飼い犬、飼い猫等の死体 引越に伴い発生する多量のごみ 一時的な多量のごみ エレクトーン・オルガン ピアノ(電子ピアノ) ホームタンク 風呂桶・風呂釜 融雪剤
収集・受入しないもの	爆発の危険性があるもの (ガスボンベ・プロパンガスボンベ、消火器、バッテリー、花火・火薬類・マッチ、発炎筒) 処理できないもの 灯油、油(機械用)、廃油、シンナー類、塗料、薬物、農薬・劇薬類、石・土砂・コンクリートブ ロック・レンガ、車の部品・タイヤ、農業用ビニール、農機具・資材類 原付バイクを含むオートバイ(サイドカー、バギー車、電動キックボード、電動アシストつき自 転車を除く) パソコン(ディスプレイを含む)(デスクトップパソコン、ノートパソコン、ブラウン管式ディスプレ イ、液晶式ディスプレイ、付属品(キーボード、マウス、ケーブル等購入時に一体のもの) 特定家庭用機器(家電製品)(家庭用エアコンテレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯 機・衣類乾燥機)
その他	在宅医療廃棄物

2 分別収集の実施状況

分別収集の実施状況を表 3.3 に示す。

表 3.3 分別収集の実施状況（令和 2 年 4 月 1 日現在）

ごみの分別区分	実施区域
燃やせるごみ	全域
生ごみ	一部地区
プラスチック製容器包装	全域
紙製容器包装	全域
古紙・ペットボトル	全域
空カン・空ビン	全域
段ボール・古着	全域
大形ごみ・不燃ごみ	全域
有害・危険ごみ及び乾電池	全域
引取ごみ	全域

3 ごみ処理の流れ

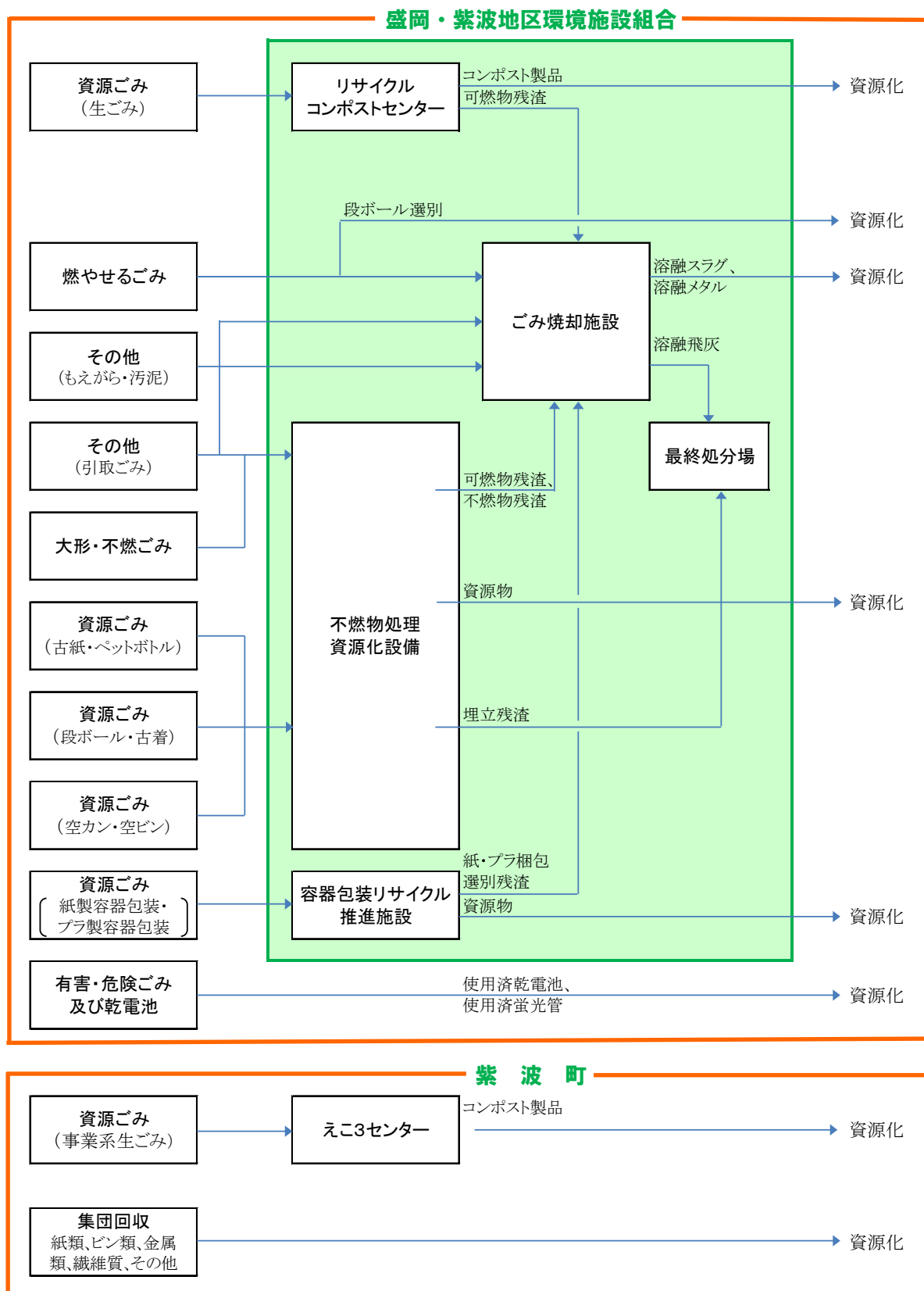
本町のごみ処理のほとんどは、盛岡・紫波地区環境施設組合において行われている。

家庭ごみの「可燃ごみ」、「大形・不燃ごみ」、「資源物」及び「有害ごみ」等については、同組合が収集運搬しており、事業系ごみは直接搬入か許可収集業者によって収集運搬されている。

同組合に搬入されごみは、「可燃ごみ」はごみ焼却施設で熔融処理し焼却灰及び資源物（熔融メタル、水砕スラグ）となる。また、「大形・不燃ごみ」も不燃物処理資源化設備で手選別による解体、分別を行い、資源物を回収し、残渣をごみ焼却施設で処理している。「資源物」のうち、缶・ビンは不燃物処理資源化設備で磁選機や手選別コンベヤにより、鉄、アルミ、カレット、リターナブルびんを回収し、古紙・古布類は、資源回収業者が同組合から回収し、その後民間業者によって資源化される。ペットボトルは、手選別にて選別された後、圧縮梱包され資源回収業者によって民間業者に運ばれ資源化される。プラスチック製容器包装・紙製容器包装は、容器包装リサイクル推進施設にてそれぞれ選別、圧縮梱包されストックヤードに保管され、資源回収業者によって民間業者に運ばれ資源化される。

また、事業系の生ごみは、許可収集業者によって収集運搬され、本町のエコ3センターにおいて堆肥化される。

図 3.1 ごみ処理の流れ



第3節 ごみ発生量の実績

本町における平成27年度から令和元年度におけるごみ発生量の実績を表3.4及び図3.2と図3.3に示す。

家庭系ごみは、平成28年度に減少しましたが、平成29年度からは増加傾向にあるが、生ごみなどの資源物は減少傾向にある。

また、集団回収量は減少傾向である。1人1日当たりごみ発生量(集団回収量と家庭系ごみ排出量の合計)は、令和元年度において611gである。

事業系ごみは、平成28年度までは増加傾向にあったが、平成29年度からは減少した。

表 3.4 ごみ発生量の実績

		H27	H28	H29	H30	R1
集団回収量	(t/年)	837	812	758	733	700
	紙類 (t/年)	741	717	673	652	625
	びん類 (t/年)	32	29	25	23	20
	金属類 (t/年)	50	50	48	46	44
	繊維類 (t/年)	7	7	3	2	2
	その他 (t/年)	7	9	9	10	9
家庭系ごみ排出量	(t/年)	6,566	6,444	6,482	6,593	6,693
	燃やせるごみ (t/年)	4,347	4,349	4,460	4,552	4,630
	資源ごみ (t/年)	1,677	1,569	1,502	1,472	1,454
	生ごみ (t/年)	839	777	738	715	707
	プラスチック製容器包装 (t/年)	118	116	116	118	123
	紙製容器包装 (t/年)	45	42	39	38	37
	古紙・ペットボトル (t/年)	242	219	201	200	196
	段ボール・古着 (t/年)	87	81	85	89	92
	空カン・空ビン (t/年)	346	334	323	312	299
	大型ごみ・不燃ごみ (t/年)	503	488	489	542	587
	もえがら (t/年)	8	7	8	9	1
	引取ごみ (t/年)	31	31	23	18	21
	その他 (t/年)	0	0	0	0	0
	1人1日当たりごみ発生量(g/人・日)	600	584	594	605	611
事業系ごみ排出量	(t/年)	3,884	3,690	3,848	3,650	3,465
	燃やせるごみ (t/年)	3,383	3,268	3,455	3,298	3,168
	資源ごみ (t/年)	501	422	393	352	297
	生ごみ (t/年)	173	137	122	103	33
	生ごみ(えこ3) (t/年)	275	232	218	205	192
	古紙・ペットボトル (t/年)	1	0	1	0	1
	段ボール・古着 (t/年)	4	3	3	4	4
	空カン・空ビン (t/年)	48	50	49	40	67
	もえがら・汚泥等 (t/年)	0	0	0	0	0
	全体合計 (t/年)	11,287	10,946	11,088	10,976	10,858

図 3.2 家庭系ごみ発生量の推移

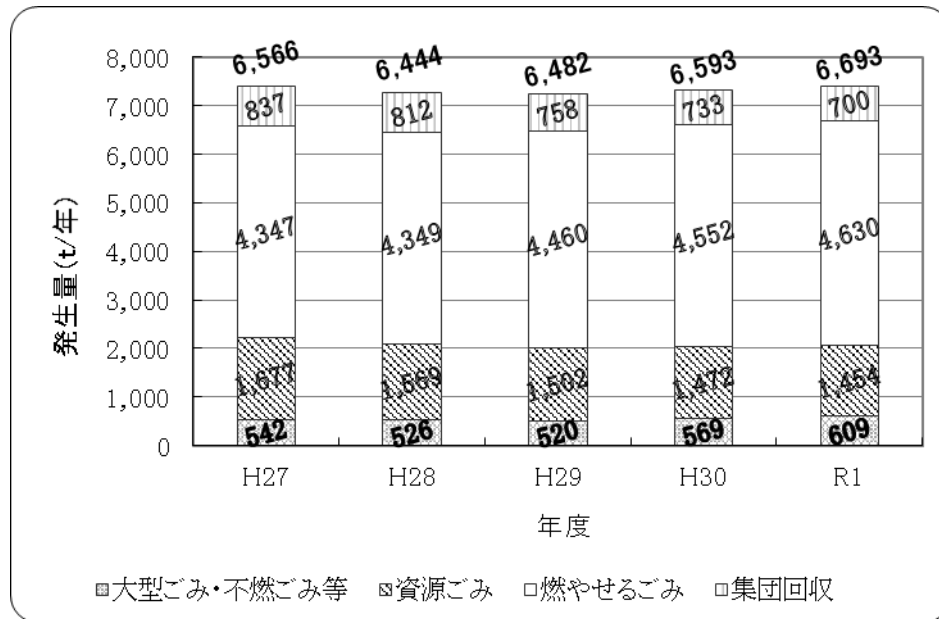
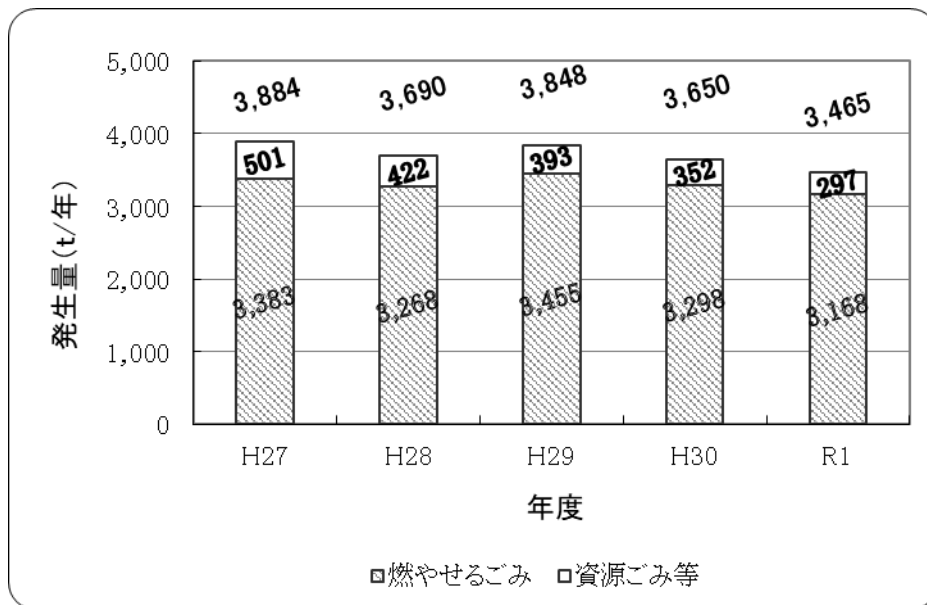


図 3.3 事業系ごみ発生量の推移



第4節 ごみ処理の実績

1 排出抑制・資源化

本町の排出抑制・資源化に係る取り組みを次に示す。

(1) 本町の施策

① ごみ減量化・資源リサイクルの啓発活動

ごみ処理施設の見学会やごみ減量・分別説明会を開催し、ごみ減量化・資源リサイクル推進について意識の醸成を図る。

② レジ袋削減運動の展開

商工会、小売店、紫波町環境衛生組合連合会、紫波町ごみ減量女性会議等、関係団体の協力を得て、運動の拡大を図り、レジ袋の抑制、包装の簡素化、エコマーク商品の使用等、ごみ排出抑制、ごみ減量・資源化の意識の高揚を図る。

③ 広報等での宣伝活動

住民への周知を図るため、町広報「紫波ネット」やホームページを活用するほか、分別排出の徹底のため、ごみの分け方や出し方を解説した収集カレンダーやチラシの全戸配布を行う。

④ 集団回収登録団体への補助と育成

行政区、町内会、子供会等、資源リサイクル登録団体が行う回収事業に対して補助金を交付するなど資源リサイクル活動団体の育成を図る。

○ 補助の概要

資源リサイクル運動実施団体に対する補助金は、回収量 1kg につき 5 円とする。

集団回収に対する補助金の交付実績を表 3.5 に示す。

表 3.5 集団回収への補助金交付実績

(単位:円)

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
4,187,270	4,057,685	3,790,680	3,668,830	3,501,815

⑤ 指定袋でルール of 徹底

指定ごみ袋の使用により、ごみの分別、収集日程の遵守などごみ排出ルール of 徹底を図る。

⑥ 店頭での資源回収

再生品の販売、簡易包装の実施に加えて、牛乳パックや白色トレイの回収ボックス設置箇所を拡大し、ごみの減量、再生資源の有効利用の促進を図るよう事業所に働きかける。

⑦ エコ・ショップしわ認定制度

町内において、環境に配慮した商品の販売やごみ減量及びリサイクル活動に積極的に取り組む店舗を「エコ・ショップしわ」と認定し、広く住民にPRすることにより、住民と事業者の連携のもと、循環型社会構築に向け、環境に優しい生活様式を確立することを目的とする。18項目のうち5項目以上に取り組んでいる店舗を対象とする。

現在の認定店舗は40店となっている。

⑧ ごみ集積所整備と資源物保管庫設置による分別回収促進

分別や収集日程を守り、清潔な集積所維持のため、ごみ集積所を設置する団体に対し、補助金の交付を行う。また、リサイクルに対する関心を高め、資源物の再生利用を促進するため、資源物保管庫を設置する団体に対し、補助金の交付を行い資源物保管庫の普及を図る。

⑨ 各種イベント開催によるごみ減量化の促進

しわエコまつり等のイベントを通して「環境コーナー」の設置や、表示パネルやポスターセッションによるリサイクルの必要性、分別収集の必要性等ごみ問題、環境問題全般についての意識の高揚を図る。

⑩ ごみ分別辞典の作成

ごみの分別意識の向上と排出ルールの徹底を図るため、ごみ分別辞典を作成し、対象地区の世帯に配付を行う。

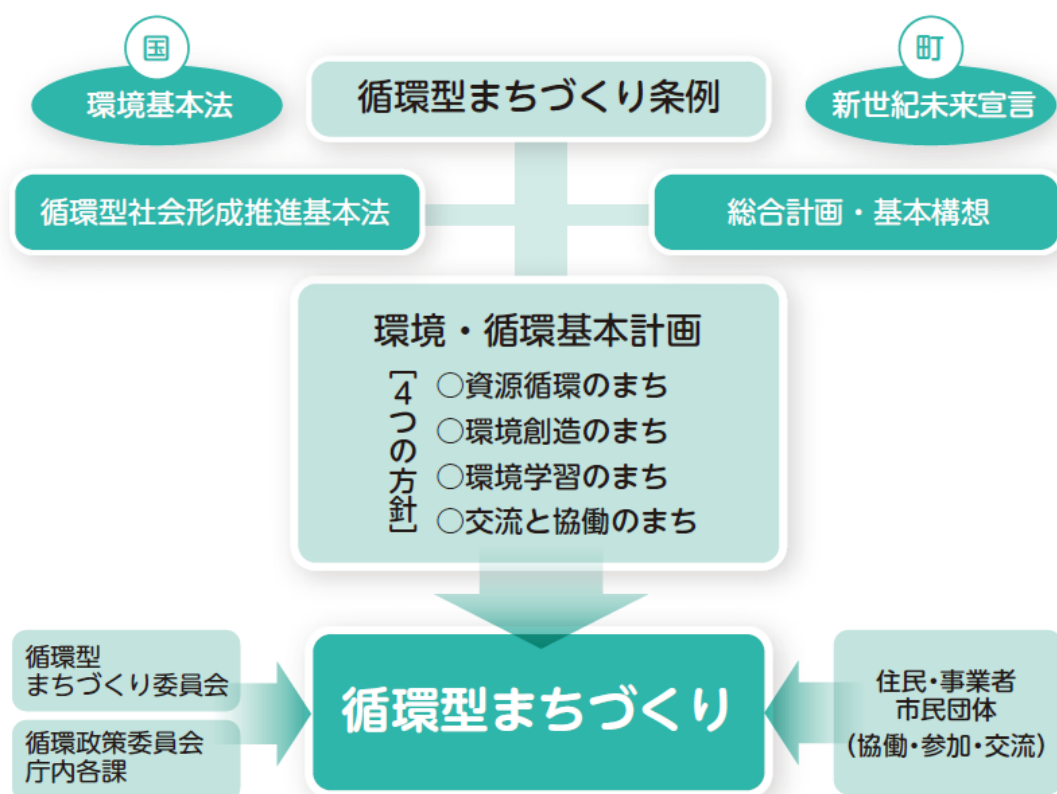
(1) 循環型まちづくり条例

本町では平成13年6月に「循環型まちづくり条例」を施行した。この条例は、百年後の子供たちが豊かな心で紫波の自然を享受できるよう行動し、その輪を広げることを目指している。ごみを出さずに環境に負荷をかけない生活や生ごみなどの有機資源の有効利用を謳っている。

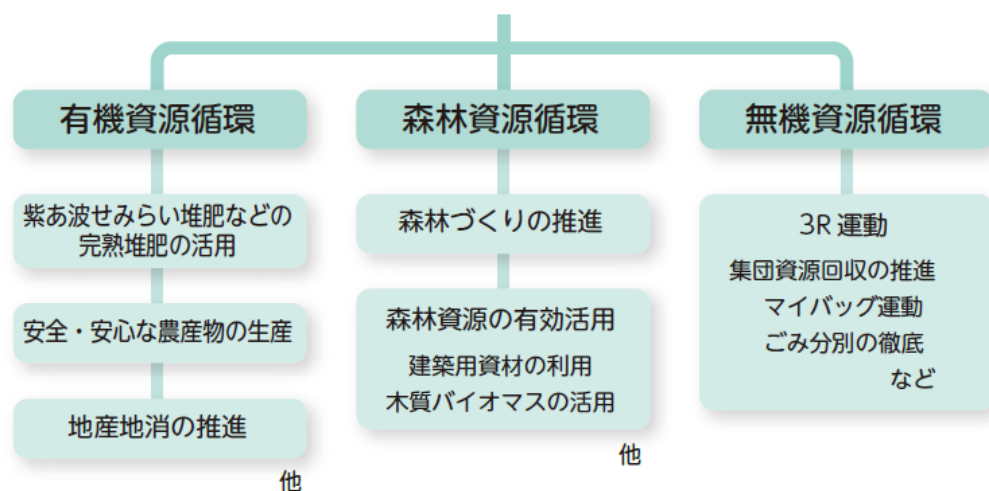
循環型まちづくり条例のフローを図3.4に示す。

図3.4 紫波町循環型まちづくり条例のフロー図

～紫波町の循環型まちづくり～



資源循環の取り組み



2 収集・運搬

本町における収集・運搬は、盛岡・紫波環境施設組合の一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に基づいて行っている。区分ごとの収集頻度を表 3.8 に示す。

表 3.8 収集頻度

地区区分		地区名	燃やせる ごみ	生ごみ	プラスチッ ク製容器包 装	紙製容器 包装	古紙・ ペットボト ル	段ボール・ 古着 大形ごみ・ 不燃ごみ	空カン・ 空ビン 蛍光管・電 球	有害・危険 ごみ及び 乾電池
A1	1	日詰、彦部	週2回	週2回	週1回	月2回	月2～3回	月1回	月2回	随時
	2	日詰、古館								
	3	古館								
A2	1	古館、赤石	週2回	週2回	週1回	月2回	月2～3回	月1回	月2回	随時
	2	水分、志和、 赤石								
	3	赤石、彦部								
C1	1	古館、水分、 志和、赤石	週2回	なし	週1回	月2回	月2～3回	月1回	月2回	随時
	2	水分、志和								
	3	志和、赤石								
C2	1	赤沢、長岡	週2回	なし	週1回	月2回	月2～3回	月1回	月2回	随時
	2	彦部、佐比内								
	3	佐比内、赤沢								

※ 古紙・ペットボトルは毎月第1・3・5週の収集

※ 空カン・空ビン、蛍光管・電球は毎月第2・4週の収集

3 中間処理

(1) 中間処理施設の概要

中間処理施設の概要を表 3.9～表 3.12 に示す。

① ごみ焼却施設

表 3.9 ごみ焼却施設の概要

施設名称	ごみ焼却施設
所在地	岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第 12 地割 168 番地 2
敷地面積	61,343m ²
処理能力	160t/24h(80t/24h×2 炉)
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融式(コークスベッド式)
稼働開始	平成 15 年 4 月
処理対象物	燃やせるごみ、もえがら・汚泥 リサイクルコンポストセンター等の処理残渣
主要設備方式	受入・供給設備:ピット&クレーン方式 燃焼設備:シャフト式ガス化溶融炉 ガス冷却設備:廃熱ボイラ方式 排ガス処理設備: バグフィルタ、乾式塩化水素除去装置、 活性炭吹込装置、触媒反応装置 余熱利用設備:蒸気タービン発電機、場内熱利用 通風設備:平衡通風方式 灰出し設備:ホッパ方式
設計・施工	日本鋼管株式会社(現:JFE エンジニアリング株式会社)
運転管理体制	一部委託

② 堆肥化施設

表 3.10 堆肥化施設の概要

施設名称	リサイクルコンポストセンター
所在地	岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第 12 地割 168 番地 2
敷地面積	61,343m ²
処理能力	20t/日
処理方式	スクープ式堆積発酵処理
稼働開始	平成 5 年 4 月
処理対象物	生ごみ(副資材として樹皮を利用)
主要設備方式	受入・供給設備:直接方式 発酵設備:一次発酵槽(横型送風攪拌式(スクープ式))、二次発酵槽(ヤード式) 後処理設備:篩分装置、磁選機 貯留設備:製品袋詰装置 脱臭設備:樹皮及び活性炭吸着方式
設計・施工	日本鋼管株式会社(現:JFE エンジニアリング株式会社)
運転管理体制	一部委託

③ 資源化設備

表 3.11 不燃物処理資源化設備の概要

施設名称	不燃物処理資源化設備
所在地	岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第 12 地割 168 番地 2
敷地面積	61,343m ²
処理能力	20t/日
処理方式	磁力選別併用・二段手選別方式
稼働開始	平成 2 年 4 月
処理対象物	資源ごみ(ビン、カン、古紙、ペットボトル)
主要設備方式	受入・供給設備:ヤード方式 選別設備:磁選機、手選別方式 再生設備:金属プレス機、圧縮梱包機 貯留・搬出設備:資源物:ヤード方式 選別残渣:ホッパ方式
設計・施工	日本鋼管株式会社(現:JFE エンジニアリング株式会社)
運転管理体制	一部委託

表3.12 容器包装リサイクル推進施設の概要

施設名称	容器包装リサイクル推進施設
所在地	岩手県紫波郡矢巾町西徳田第 12 地割 168 番地 2
敷地面積	61,343m ²
建築面積	約 3,367m ²
処理能力	12t/日 (5h) その他紙製容器包装 18t/日 (5h) その他プラスチック製容器包装
処理方式	選別方式及び圧縮・梱包方式
稼働開始	平成 22 年度
処理対象物	紙製・プラスチック製容器包装
設計・施工	JFE エンジニアリング株式会社
運転管理体制	一部委託

(2) 高品質堆肥製造施設の概要

本町では家畜排せつ物、食品残渣を資源化することにより、本町の基幹産業である農業の振興を図り、環境に配慮した循環型のまちづくりの構築を目指した施設を設置している。高品質の有機肥料の製造によって良質な土壌の回復を図り持続性の高い農業生産方式を進めている。

表3.13 高品質堆肥製造施設の概要

施設名称	紫波町えこ3センター
所在地	岩手県紫波郡紫波町土舘字和山 174 番地
敷地面積	19,296m ²
処理能力	1,400t/年
処理方式	発酵、ロータリー攪拌方式
稼働開始	平成 16 年 4 月
処理対象物	家畜排せつ物、事業系食品残渣(副資材としてもみ殻等を利用)、倒木及び間伐材、製材端材等
主要設備方式	発酵設備: 1 次発酵棟(ロータリー攪拌設備) 2 次発酵棟(ローダー切り返し方式) 脱臭設備: オゾン脱臭方式 間伐材粉炭化設備 炭化施設、木酢液回収設備
設計・施工	高橋勲建築事務所 機械: 三菱重工業株式会社東北支店 建物: 株式会社小松組、株式会社石川工務所 他
運転管理体制	紫波町

4 最終処分場

最終処分場の概要を表 3.14 に示す。

表 3.14 最終処分場の概要

施設名称	一般廃棄物最終処分場
所在地	岩手県紫波郡矢巾町大字東徳田第 14 地割 39 番地 3
埋立面積	11,200m ²
埋立容積	69,190m ³
埋立方式	セル&サンドイッチ方式、準好気性埋立
埋立開始年度	平成 9 年度
埋立対象物	溶融飛灰、その他
しゃ水方法	底部しゃ水工
浸出水処理施設	凝集沈澱 (Ca 除去)、回転円板生物処理、凝集沈殿、砂ろ過、消毒
設計・施工	実施設計・監理:株式会社日本環境工学設計事務所 土木工事:飛島建設・水本建設IV 浸出水処理施設:西原環境衛生研究所
運転管理体制	直営

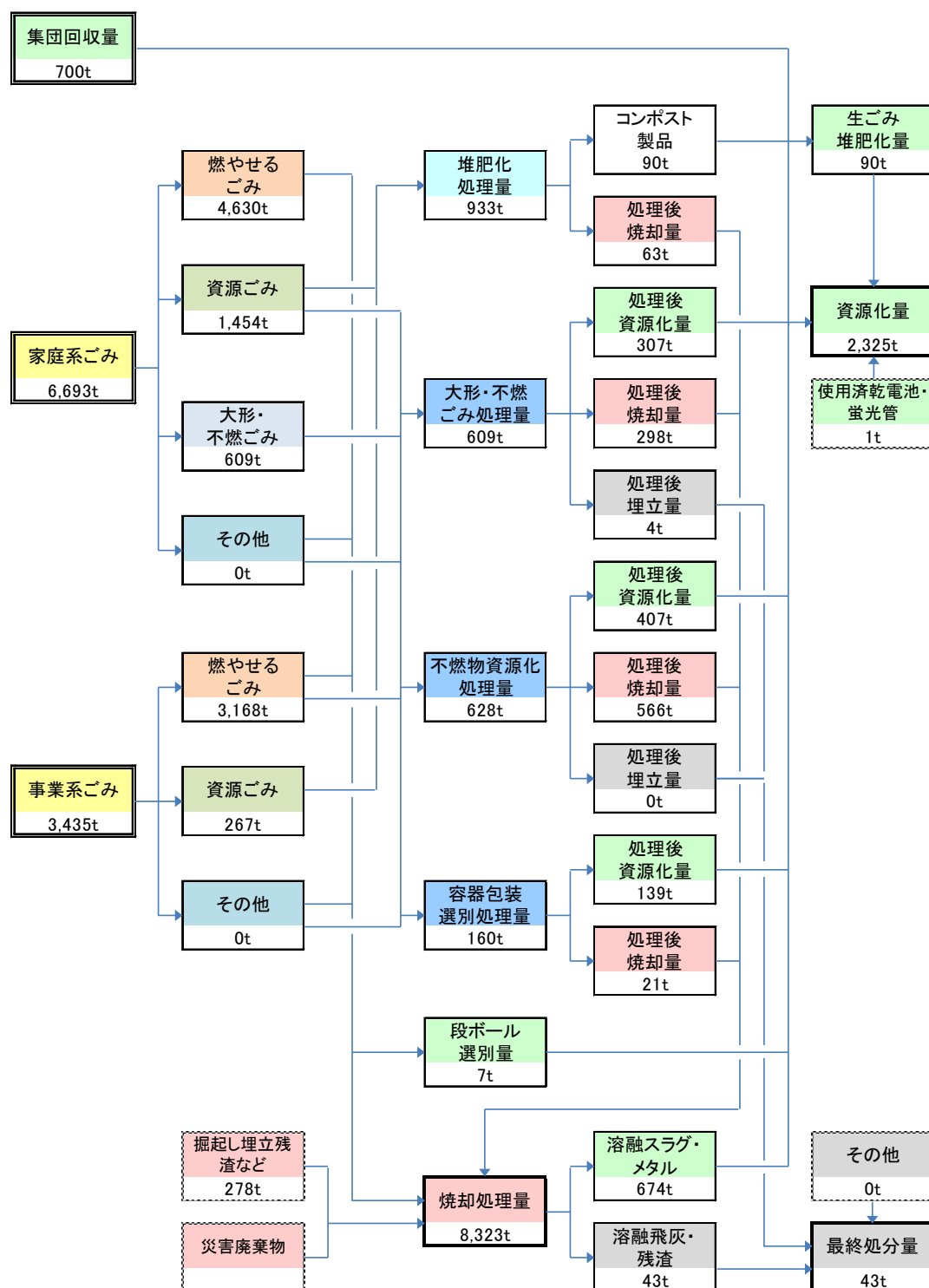
5 ごみの処理・処分

令和元年度に町内から排出された家庭系ごみは 6,693t、事業系ごみは 3,435t、合計 10,128t であり、このうち燃やせるごみは、収集後、焼却施設で焼却・溶融処理している。処理後の溶融飛灰残渣は、埋立処分場で埋立処分している。

資源ごみ、大形・不燃ごみは、品目毎にそれぞれ工程を経て資源化され、残渣は焼却、溶融処理されている。また、有害ごみは再生工場に回収されている。

令和元年度における焼却処理量は合計 8,323t、ごみ処理の結果の最終処分量は合計 43t、資源化量は合計 2,325tとなっている。

図3.5 ごみ処理フロー(令和元年度)



6 ごみ処理に要する経費

本町はごみ処理に要する経費として、盛岡・紫波地区環境施設組合に分担金を支出している。

その分担金の推移を表 3.15 に示す。

表 3.15 ごみ処理に要する経費

分担金内訳	H27	H28	H29	H30	R1
経常経費（万円）	32,141	36,493	37,517	37,844	33,124
建設事業費（万円）			3,942	4,201	
償 還 金（万円）	17,282	15,348	10,256	3,624	6,282
合 計（万円）	49,423	51,841	51,715	45,669	39,406
家庭ごみ 1kg 当たり処理経費 （円/kg）※1	49.0	56.6	57.9	57.4	49.5
家庭ごみ 1 人当たり処理経費 （円/人）※2	14,677	15,457	15,519	13,767	11,919

※1 経常経費÷家庭ごみ排出量

※2 経常経費÷人口(9 月 30 日現在)

第5節 前回の計画目標の達成状況

1 発生抑制の目標

区分	家庭系ごみ	事業系ごみ
	1人1日当たりごみ発生量を令和2年度において、平成26年度より5%以上削減する。	ごみ発生量を令和2年度において、平成26年度より5%以上削減する。
達成状況	【未達成×】 60 1g/人・日(H26)→612g/人・日(R1)	【達成○】 3,688t/年(H26)→3,435t/年(R1)

2 資源化の目標

区分	資源化の目標
	令和2年度におけるリサイクル率を27%以上とする。
達成状況	【未達成×】 27%(H26)→27%(R1)

第6節 課題

本町におけるごみ処理の課題は以下のとおりである。

1 減量化の推進

過去 5 年間の家庭系ごみは増加傾向にある。岩手県全体においても同様の傾向となっており、本町のみ特異な傾向にあるわけではないが、より一層のごみの減量化への取り組みが必要である。

2 資源物分別の徹底

リサイクル率は過去 5 年間減少傾向にあり、資源化が伸び悩んでいる。

紙製容器包装、プラスチック製容器包装の分別回収が平成22年度から町内全域で行われていることから、リサイクル率の向上が期待される場所であるが、これらの回収量は横ばいである。

これら容器包装をはじめ資源物を燃やせるごみに混入しないよう、分別を徹底して行う必要がある。

3 集団資源回収の推進

集団資源回収量は過去 5 年間横ばいであり、リサイクル率が伸び悩んでいる要因の一つとなっている。

店頭回収を利用する住民が増え、集団資源回収量が増えないことにつながっているものと推測されるが、ごみ集積所に排出される資源ごみ(生ごみを除く。)が平成 26 年度で約 900tあり、まだ集団資源回収量増加の余地があることから、効率的に資源化を図るため一層の推進が必要である。

4 事業系ごみの削減

過去 5 年間の事業系ごみは減少傾向にある。

製造工程の改善、資源化への取り組みの推進等を事業者に求め、一層の発生抑制をめざす必要がある。

5 温室効果ガスの排出削減

京都議定書に続く新たな温室効果ガスの排出削減に係る国際的な枠組みが、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(平成 27 年 12 月開催)において、「パリ協定」として採択された。また、本町では、「環境・循環基本計画」の中で、温室効果ガス排出削減量について、平成 26 年度実績 3087tに対し平成 32 年度に 3400tとする目標を掲げ、削減対策、吸収源対策に取り組んでいる。

地球温暖化を防止するため、行政、住民、事業者が一体となりごみ減量に取り組んでいくことで温室効果ガスの排出削減へとつなげるよう努力をしていかなければならない。ごみ処理の分野においても、循環型社会の構築とあわせて温室効果ガスの排出削減に取り組む必要がある。

第4章 ごみ発生量の将来予測

第1節 人口の推計

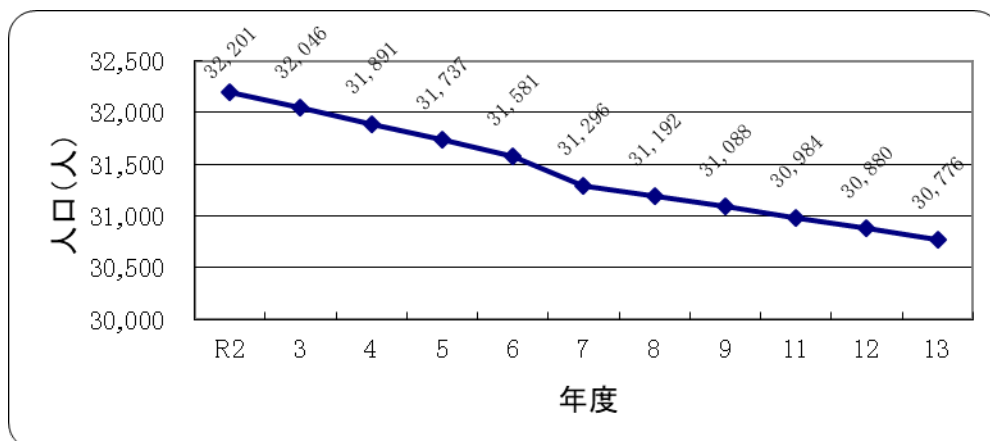
本町の将来人口の推計は、過去10年間(毎年度10月1日現在)の実績を元にトレンド予測を行い、それに紫波町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの人口推計の減少率をもって補正を加えたものを予測値とした。

推計結果は、令和元年度 33,061 人に対し令和12年度では 30,776 人と予測され減少傾向(6.91%減)となった。

表 4.1 人口推計結果

	年度	
実績	H22	34,158
	23	34,092
	24	33,965
	25	33,983
	26	33,830
	27	33,696
	28	33,358
	29	33,314
	30	33,170
	R1	33,061
予測	R2	32,201
	3	32,046
	4	31,891
	5	31,737
	6	31,581
	7	31,296
	8	31,192
	9	31,088
	10	30,984
	11	30,880
	12	30,776

図 4.1 人口推計値の推移



第2節 ごみ発生量の予測

ごみ発生量が従来の傾向のまま推移するとした場合の予測は以下のとおりである。

1 家庭系ごみ

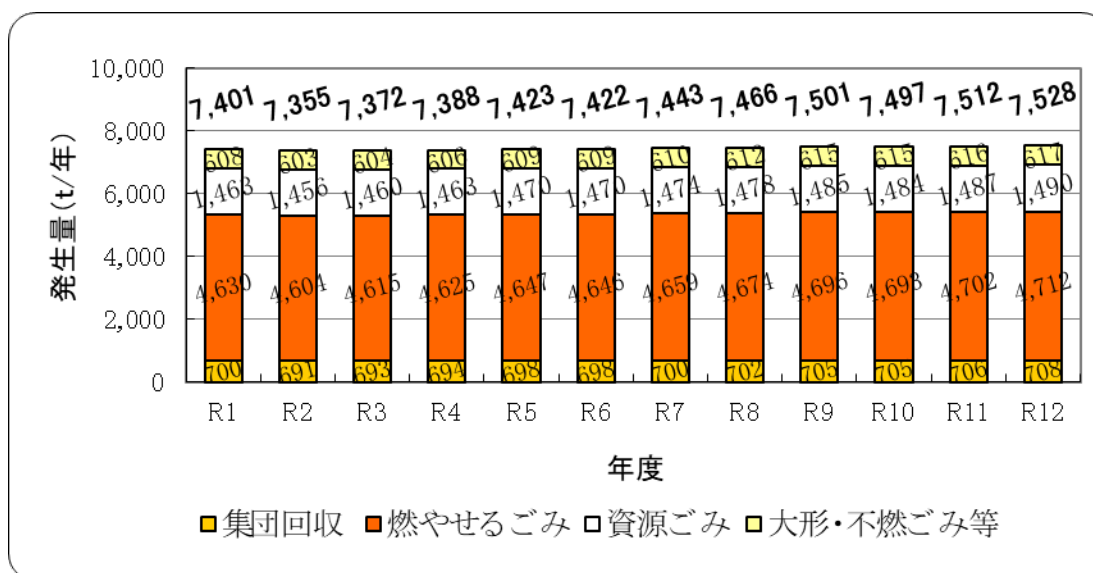
本町の将来の家庭系ごみの排出量は減少傾向で推移し、令和7年度は7,563t、令和12年度は7,783tと予測された。

表 4.2 家庭系ごみ年間発生量及び1人1日当たり発生量の予測結果

	年間発生量 (t/年)			1人1日当たり発生量 (g/人日)		
	R1 (実績)	R7	R12	R1 (実績)	R7	R12
集団回収	700	700	708	58	61	63
燃やせるごみ	4,630	4,659	4,712	383	408	419
資源ごみ	1,463	1,474	1,490	121	129	133
大形・不燃ごみ等※	608	610	617	50	53	55
合計	7,401	7,443	7,528	612	652	670

※ 大形・不燃ごみ、もえがら・汚泥等、引取ごみの合計

図 4.2 家庭系ごみ発生量の推移



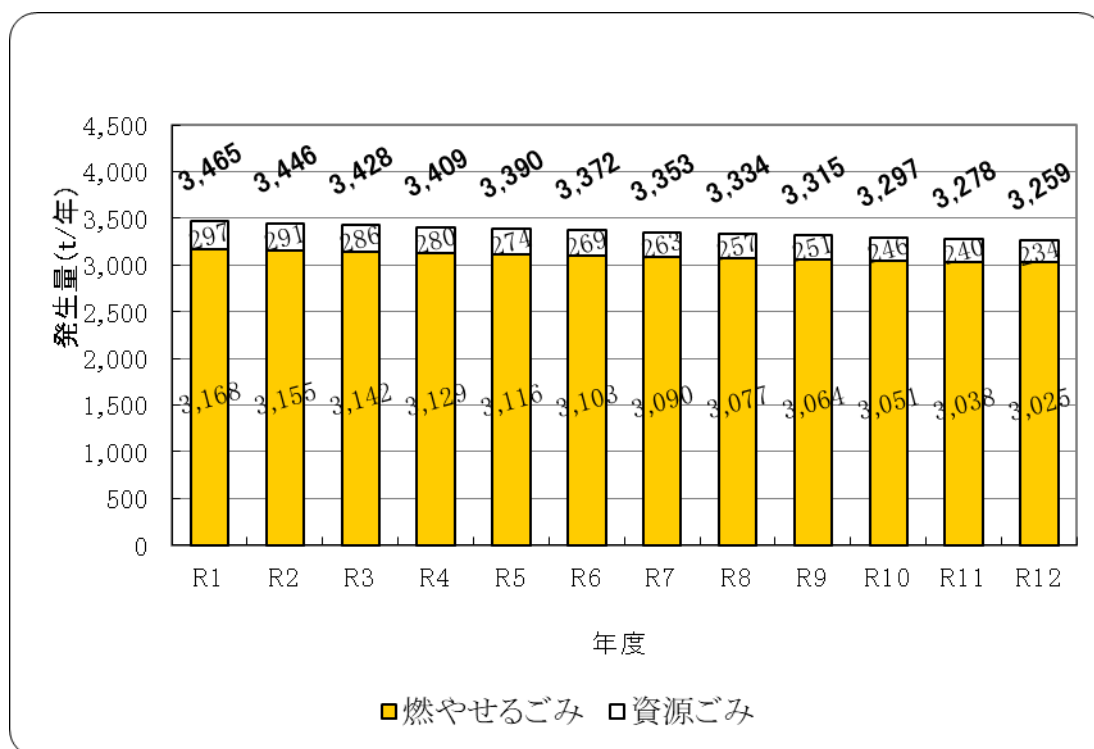
2 事業系ごみ

本町の将来の事業系ごみの排出量は増加傾向で推移し、令和7年度は3,353t、令和12年度は3,259tと予測された。

表 4.3 事業系ごみ年間発生量の予測結果

	年間発生量(t/年)		
	R1 (実績)	R7	R12
燃やせるごみ	3,168	3,090	3,025
資源ごみ	297	263	234
合計	3,465	3,353	3,259

図 4.3 事業系ごみ発生量の推移



第5章 発生抑制・資源化等の目標

第1節 発生抑制・資源化等の目標設定

本町では循環型社会の形成を目指すため、ごみ処理の基本的な考え方を、循環型社会形成基本法の考え方に沿って、ごみの発生抑制を図りつつ、発生したごみについてはできるだけ再使用・再生利用を行うことにより資源化を行い、再使用も再生利用もできないごみについては熱回収を行い適正に処理していくこととする。

1 発生抑制の目標

(1) 家庭系ごみの削減目標

家庭系ごみの削減目標

1 人1日当たりごみ発生量を令和12年度において、現状(令和元年度)より10%以上削減する。
611g→580g

(2) 事業系ごみの削減目標

事業系ごみの削減目標

ごみ発生量を令和12年度において、現状(令和元年度)より5%以上削減する。
3,435t→3,263t

2 資源化の目標

資源化の目標

令和12年度におけるリサイクル率を27%以上とする。
22%→27%

リサイクル率＝(集団回収量＋中間処理資源化量)÷総ごみ発生量※×100

※ 総ごみ発生量＝集団回収量＋家庭系ごみ排出量＋事業系ごみ排出量

第6章 ごみ処理基本計画

第1節 発生抑制・再資源化のための方策

循環型社会の形成を推進するためには、ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)のいわゆる3Rの推進を優先する必要がある。円滑にこれらを推進するためには、住民、事業者の協力が不可欠であり、行政を含む三者が協働してそれぞれの役割を担い、発生抑制・再資源化の推進を図る。

1 ごみの発生抑制に関する施策

循環型社会形成のために最優先すべきことは、ごみの発生抑制である。すぐに不要になるものは家庭に持ち込まない、購入した製品は長く大切に使うといったライフスタイルの転換を目指す。

(1) 家庭系ごみの発生抑制に向けて

① 行政の役割

ア 意識啓発と情報提供

(ア) ごみ減量やごみ分別等に関する説明会を開催し、ごみ処理の現状・課題の周知とごみ減量に対する啓発を図る。

(イ) ごみ処理・処分等の施設見学の機会を設け、ごみ処理の現状について関心を高める。

(ウ) 社会科副読本の活用、社会科見学や集団資源回収等の機会を通じ、小中学生の環境問題に対する関心を高める。

(エ) 盛岡・紫波地区環境施設組合及び他構成市町と連携し、ホームページや広報等を利用してごみ減量を呼びかける。

(オ) イベントなどを利用してごみ減量に対する啓発を図る。

イ 環境関連団体との連携

(ア) 紫波町環境衛生組合連合会等の環境関連団体と連携を図り説明会等を開催し、住民のごみ減量・リサイクルへの関心を高め、取組みを行う動機付けを図る。

ウ 生ごみ堆肥化の推進

(ア) 生ごみの減量化・堆肥化について普及啓発に努める。

エ グリーンコンシューマーの育成

(ア) 寿命の長い製品の購入、詰め替え商品の使用、再生商品の積極的利用など、環境に優しい行動をする消費者の育成に努める。

オ 排出抑制策の検討

(ア) ごみの排出抑制施策について、盛岡・紫波地区環境施設組合及び他構成市町とともに検討を進めていく。

② 住民の役割

ア 余計なものは買わない使用しない

- (ア) 詰め替え商品や簡易な包装の商品を選択する。
- (イ) 使い捨て商品をできるだけ買わないようにする。
- (ウ) 使い捨てのサービス提供品(おしぼり等)の使用を控える。
- (エ) 必要な分だけ購入する。
- (オ) 製品を買う前に本当に必要かよく考える。

イ 『もったいない』の心を大切に

- (ア) ものを大切に長く使うように心がける。
- (イ) 捨てる前に別の目的で使えないか考える。
- (ウ) 食べる分だけ作るよう心がけるとともに、残り物を上手に使うよう工夫する。

ウ 生ごみの減量

- (ア) 生ごみの水切りを励行する。
- (イ) 生ごみ処理容器等を使い堆肥化を実践する。

③ 事業者の役割

ア 環境にやさしい商品の販売・サービスの提供

- (ア) 詰め替え商品、包装の簡易な商品の販売に努める。
- (イ) 使い捨てのサービス提供品(おしぼり等)の提供方法を工夫する。

イ 包装の適正化

- (ア) 包装の簡易化に努める。
- (イ) リターナブル容器の使用促進を図る。
- (ウ) できるだけ量り売りを実施する。

ウ 製品の長寿命化

- (ア) 丈夫で長く使える製品を造るよう努める。
- (イ) 製品の修理体制を整える。

(2) 事業系ごみの発生抑制に向けて

① 行政の役割

ア 排出者責任の明確化

- (ア) 事業系ごみの処理は事業者の責任であることを普及、啓発していく。

イ 事業者への支援

- (ア) 事業者のごみの分別や処理状況等の調査を行い、実態把握に努めるとともに、資源回収業者等の情報を提供する。
- (イ) 事業者における環境マネジメントシステムの取得を推進する。
- (ウ) 「エコ・ショップしわ」認定制度により、認定店舗の取組みを広く住民にPRし、各店舗のごみ減量化やリサイクルへの取組みを応援する。

② 事業者の役割

ア 廃棄物の発生抑制

- (ア) 製造工程の見直し、再生品の利用等に努める。
- (イ) 通い箱の使用等により流通廃棄物の発生抑制を推進する。
- (ウ) 生ごみ、廃プラスチック、紙など再資源化可能なものについて資源化を図る。
- (エ) 飲食店においては、メニューや盛り付け等の工夫により食べ残しの削減に努める。
- (オ) 食料品店においては、仕入れや販売方法の工夫により消費期限切れによる廃棄商品の削減に努める。
- (カ) 社員のごみの分別に対する意識の醸成に努める。

2 再資源化推進に向けた施策

ごみになるものの中には、ある人にとって不用でも、別の人にとっては有用な場合もある。また、そのままの形では再使用できないものでも、他の製品の原料として有効利用できるものもある。ごみとして発生したものでも積極的に資源化を図り、地球上の限りある資源を有効利用するよう努める。

(1) 行政の役割

ア 分別の徹底

- (ア) 説明会やホームページ、広報等により、分別が正しく行われるよう啓発を図り、資源ごみの分別を徹底する。

イ 集団資源回収への支援

- (ア) 集団資源回収に対して補助金を交付する。
- (イ) 資源物保管庫設置に対して補助金を交付する。

ウ リサイクルルートの確保

- (ア) 生産した堆肥の利用拡大に努める。

エ リサイクルの推進

- (ア) ペットボトルキャップの拠点回収を行い、プラスチックのリサイクルを推進する。
- (イ) 廃食用油の拠点回収を行い、BDFへの活用を図る。

オ 再生品の利用推進

- (ア) グリーン購入法に基づき、庁用品として再生品等環境にやさしい物品を積極的に使用する。
- (イ) 公共事業における再生品の使用に努める。
- (ウ) 住民、市民団体によるフリーマーケット、バザー等の開催を支援する。

カ 廃家電やパソコンのリサイクルについての普及啓発

- (ア) 廃家電のリサイクルについて、家電リサイクル法に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して普及啓発を行う。
- (イ) 資源有効利用促進法に基づき、製造事業者等による回収及び再資源化が行われているものについても、さらに回収・再商品化が促進されるよう普及啓発を行う。

(ウ) 小型家電の店頭回収について普及啓発を行う。

(2) 住民の役割

ア 集団資源回収・分別収集への協力

(ア) 集団資源回収・資源物の分別を積極的に行い、効率的な資源化に協力する。

イ リユースの推進

(ア) フリーマーケット活動、バザー等へ参加する。

ウ ごみ分別説明会の開催

(ア) 地域で説明会を開催する。

(イ) 説明会へ参加する。

(3) 事業者の役割

ア 店頭回収の実施

(ア) トレイ、牛乳パックなどの店頭回収を積極的に実施する。

イ リサイクルしやすい商品販売

(ア) リサイクルしやすい商品の開発と販売に努める。

ウ リサイクルの啓発

(ア) 店内放送等により、リサイクル運動の啓発を行う。

第2節 収集・運搬計画

ごみの分別収集は、適正な処理・処分を行うために重要な役割を果たしており、資源循環の過程においては資源化への最初の一步であるため、最適な処理及び合理的な資源化に先立ち、適切な分別収集の体制を構築する必要がある。

また、ごみの収集・運搬は、ごみの発生・排出から最終処分までの一連のごみ処理の過程において、住民と清掃行政が接する場でもあるため、適正な運営を行うことにより、清掃行政のイメージアップを図る必要がある。

1 収集・運搬に関する施策

(1) ごみ分別の徹底

ア ごみの排出ルールの徹底

ごみ分別の徹底や事業系ごみの集積所への排出禁止等のごみの排出マナーについて、ホームページ、広報等による周知を図る。

違反ごみに対する指導については、より適切な方法について適宜検討を行う。

(2) 効率的な収集・運搬体制の整備

ア ごみ集積所の維持・管理の適正化

効率的なごみ収集のため、ごみ集積所の設置数や設置場所について適正化を図る。

また、美観や衛生等の環境保全のため、紫波町環境衛生組合連合会との連携によりごみ集積所の適正管理を徹底する。

イ 家庭ごみの収集・運搬方法の見直し

家庭ごみの収集・運搬は、当面は現行同様とするが、サービスの向上や収集・運搬効率等の観点から適宜見直しを行う。

ウ 収集対象品目の見直し

収集・運搬の対象品目は、当面は現行同様とするが、資源物の収集対象品目の設定については、資源化の推進、トータルでの費用対効果等の観点から適宜見直しを行う。

また、拠点回収の活用や複数品目を同時に回収するなど効率的な資源物収集について検討を行う。

エ 事業系ごみの分別収集の推進

排出事業者と収集・運搬業者の双方に働きかけることにより、分別収集を推進し、減量化・資源化を図る。

オ ごみ処理に係る費用負担の見直し

ごみ処理に係る費用負担の適正化を図るため、費用負担のあり方や処理手数料等について定期的に見直しを行う。

(3) 環境・安全に配慮した収集・運搬体制の確立

ア 収集作業時の安全確保

ごみの排出マナーの向上により、危険物等の混入防止と混入時の早期発見を図り、収集作

業時の安全確保に努める。

特に、スプレー缶やライター、リチウムイオン電池などの危険物による車両火災事故が発生していることから危険物や有害物の収集方法について見直しを行う。

(4) ごみ収集における住民サービスの向上

ア 収集サービスの向上

住民サービスの観点から、よりきめ細かな対応を行えるよう、よりよい収集・運搬のあり方について今後も引き続き検討を行う。

イ 高齢化社会への対応

高齢化社会の進展や核家族化の進展に対応するため、高齢者や障害者で自宅内から粗大ごみを持ち出すことが困難な方を対象に、宅内に入って収集するサービスについて検討を行う。

また、住民サービスの向上の観点から、高齢世帯（高齢者の単独世帯、高齢夫婦のみの世帯など）や障害者に配慮したごみ収集方法について検討を行う。

ウ 清掃行政のイメージアップ

ごみ収集・運搬は、行政側が住民と接することが多いため、今後も安全や衛生に配慮して効率的に実施することにより、清掃行政全体のイメージアップを図る。

2 収集運搬計画

(1) 収集区域

収集対象区域は、本町行政区域内全域とする。

(2) 実施主体

ごみの収集・運搬はこれまでどおり、盛岡・紫波地区環境施設組合が実施するものとする。

(3) ごみの分別区分

家庭ごみの分別区分は 3-3 ページの表 3.2 を基本とし、詳細は盛岡・紫波地区環境施設組合で毎年度策定する一般廃棄物処理実施計画によるものとする。

(4) 収集・運搬方法

収集区分ごとの収集・運搬方法は、表 6.1 に示す方法を基本とするが、詳細は盛岡・紫波地区環境施設組合で毎年度策定する一般廃棄物処理実施計画によるものとする。

表 6.1 収集・運搬方法

分別区分		排出容器	収集方法	運搬方法
燃やせるごみ		指定袋	ごみステーション方式(ごみ集積所)	パッカー車
資源	生ごみ	専用バケツ		アルミバン 平ボディ車
	プラスチック製容器包装	指定袋		パッカー車
	紙製容器包装	指定袋		パッカー車
	古紙・ペットボトル	新聞・雑誌はひもで縛って。 それ以外は指定袋		平ボディ車
	段ボール・古着	段ボールはひもで縛って。 古着は指定袋		ダンプ車
	空カン・空ビン	指定袋		平ボディ車
大形・不燃ごみ		小さなものは指定袋		ダンプ車
有害・危険ごみ		乾電池回収箱及び指定袋		随時収集により他の ごみとは分別混載
引取ごみ		—	戸別方式(申込制)	平ボディ車

(5) 収集・運搬体制

家庭系ごみの収集・運搬は従来通り民間委託とし、直接搬入も受け付けるものとする。また、事業系ごみは許可業者による収集と事業者自らの直接搬入とする。

第3節 中間処理計画

中間処理については、その処理方法が環境に配慮されたものであり、かつ将来にわたり安定的に継続されることが重要である。

このため、燃やせるごみの処理においては、排出ガス対策や最終処分量の削減、及び焼却残渣の有効利用について考慮する必要がある。

燃やせるごみ以外のごみの処理においては、資源物回収量の増加を図ることを前提に、回収した資源物の適正管理や資源物回収事業の安定運営を考慮する必要がある。

1 中間処理に関する施策

(1) ごみ処理施設の適正な維持管理

ごみの中間処理は、安全で安定的なごみ処理を行うため、清掃センターの適正な運営と維持管理の徹底を図る。

また、施設の老朽化に伴い定期的な保守整備が必要となるため、長期的な整備計画を策定し施設稼働に支障のない体制を常に確立する必要がある。

(2) 民間事業者との連携強化

現在、回収した資源物等の資源化は民間事業者に委託しているが、今後も処理を担当している事業者との連携の強化、及び効率的な処理体制の継続に努め、経済性・効率性・安全性等を踏まえた上で、優れたリサイクル技術や安定したリサイクルルートを有する民間事業者を活用し、再資源化事業の活性化を図る。

(3) 在宅医療廃棄物の適正な処理

在宅医療の増加に伴い、医療廃棄物(特別管理一般廃棄物)の増加が予想されるため、適切な回収業者・処理業者を活用するよう広報・啓発する。

(4) 新技術の動向の把握

今後も減量化・資源化の技術の進歩の動向を見極め、より適正なごみ処理技術が開発された場合には、導入の可能性について検討を行う。

2 中間処理計画

(1) 処理対象物及び処理方法

各中間処理施設の処理対象物と処理の方法は次のとおりとする。

① ごみ焼却施設

表 6.2 ごみ焼却施設処理対象物と処理方法

処理対象物	処理方法
燃やせるごみ	直接熔融
もえがら・汚泥	
中間処理施設からの可燃物残渣及び 不燃物残渣	
最終処分場からの掘起しごみ	

② リサイクルコンポストセンター

表 6.3 リサイクルコンポストセンター処理対象物と処理方法

処理対象物	処理方法
生ごみ	発酵処理

③ 容器包装リサイクル推進施設

表 6.4 容器包装リサイクル推進施設処理対象物と処理方法

処理対象物	処理方法
紙製容器包装	手選別・圧縮梱包
プラスチック製容器包装	

④ 不燃物処理資源化設備

表 6.5 不燃物処理資源化設備処理対象物と処理方法

処理対象物	処理方法
古紙・ペットボトル	古紙:手選別 ペットボトル:手選別、圧縮梱包
段ボール・古着	手選別
空カン・空ビン	空カン:磁力選別、プレス 空ビン:手選別

⑤ 本町の堆肥製造設備

表 6.6 えこ3センター処理対象物と処理方法

処理対象物	処理方法
家畜排せつ物、事業系生ごみ(副資材としてもみ殻等を利用)	ロータリー攪拌、発酵処理

(2) 管理運営体制

各中間処理施設の管理運営体制は、表 6.7 に示すとおりである。

表 6.7 中間処理施設の管理運営体制

中間処理施設	管理主体	運転主体
ごみ焼却施設	盛岡・紫波地区環境施設組合	委託
リサイクルコンポストセンター	盛岡・紫波地区環境施設組合	委託
容器包装リサイクル推進施設	盛岡・紫波地区環境施設組合	委託
不燃物処理資源化設備	盛岡・紫波地区環境施設組合	委託
えこ3センター	町	町

第4節 最終処分計画

最終処分場の確保は、安定的なごみの処分を行う上で重要な課題であると同時に、新規の最終処分場の開設は用地確保の上で難しい問題である。

盛岡・紫波地区環境施設組合の最終処分場は現状で推移すれば数年と待たずに最終処分が不可能になることが予想される。このため、最終処分量を減らすなど延命化に努める必要がある。しかしながら、最終処分量の低減にも限度があり、民間の最終処分先の確保や近隣自治体との連携を図り、最終処分先の確保に向けて早急に対策を立てる必要がある。

1 最終処分に関する施策

(1) 最終処分量の削減

環境への負荷の抑制とごみ処理に係る経費の軽減のため、今後ごみの減量や資源化、適正な中間処理の実施により、最終処分量の削減を図る。

(2) 最終処分場の確保

新たな最終処分場を早急に整備することは極めて困難な状況にあるため、民間の最終処分場の活用方策について早急に検討する。

2 最終処分計画

(1) 最終処分対象物

最終処分の対象物は次に示す。

- ① ごみ焼却施設残渣(溶融飛灰)
- ② その他中間処理が困難なもの

(2) 最終処分方法

盛岡・紫波地区環境施設組合で処理した残渣を同組合最終処分場において埋立処分とする。

(3) 管理運営体制

最終処分場の管理・運営は、従来どおり盛岡・紫波地区環境施設組合が実施する。

第5節 その他必要な計画

1 不適正処理の防止

野焼きなどの不適正処理を防止することは、良好な生活環境の維持や環境への負荷を低減するための重要な課題である。啓発活動の実施により、住民・事業者の意識啓発に努める。

2 不法投棄の防止

本町においては、ごみの不法投棄を防止するため、不法投棄パトロールや監視カメラの設置などを行い、監視体制の強化を図る。

また、不法投棄を発見した場合は、県や警察など関係機関と連携し、原因者の究明・原状回復の指導を行っていく。

3 災害時のごみ処理体制の確立

大規模な水害や震災による廃棄物の大量発生に備えて、紫波町地域防災計画や紫波町災害廃棄物処理基本計画の中で、ごみ処理体制を整備する。

(1) 平常時における対策

万一の災害に備えて、平常時から準備を進める。

- ① 周辺自治体との相互支援体制を構築する。
- ② 災害に備えて設備機材を確保する。
- ③ 災害時に発生する廃棄物の一時保管場所を設定し確保する。
- ④ 災害時における廃棄物担当者の連絡体制を確立する。
- ⑤ 災害に備えて運転職員の教育・訓練を実施する。
 - 大地震時の迅速なごみ焼却施設の状況把握
 - 清掃センターにおける水害発生時の状況把握

(2) 災害発生時の対策

災害が発生したとき、衛生状態が悪化しないよう、迅速に対応できる体制を整える。

- ① 被害状況を早急に把握し、災害廃棄物実行計画を策定する。収集・運搬体制を早期に確立し、市街地の災害廃棄物を迅速に一時保管場所まで運搬する。
- ② 中間処理体制を早急に復旧し、生活環境の保全と住民生活の支援に努める。

4 ごみ処理の広域化

本町は広域化推進協議会の構成員として、県央ブロックのごみ・し尿処理の広域化を推進するための検討に参加している。

広域化推進協議会では基本構想を策定し、広域化による新ごみ焼却施設の整備について、令和11年度稼動開始を目標に検討を進めている。

中間処理施設や最終処分場の整備については、広域化推進協議会の方針を基本として進めるものとする。

第6節 目標達成時の処理処分量

1 ごみ発生量

(1) 家庭系ごみ発生量

家庭系ごみについては、減少傾向で推移し、令和7年度は6,881t、令和12年度は6,573tと予測された。

令和7年度における集団回収と資源ごみの家庭系ごみに占める割合は38%になる。

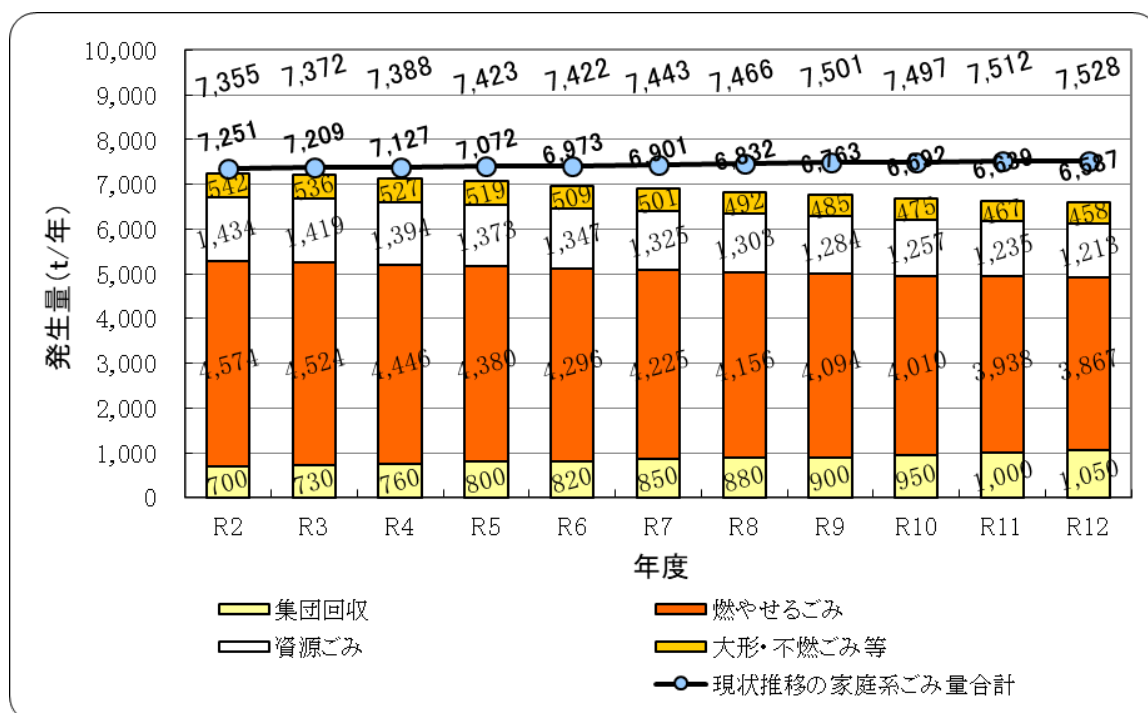
表 6.8 目標達成時の家庭系ごみ年間発生量及び1人1日当たり発生量

	年間発生量(t/年)			1人1日当たり発生量(g/人日)		
	R1 (実績)	R7	R12	R1 (実績)	R7	R12
集団回収	700	850 (+ 21%)	1,050 (+ 50%)	58	79	86
燃やせるごみ	4,630	4,225 (- 9%)	3,867 (- 16%)	383	350	320
資源ごみ	1,454	1,325 (- 9%)	1,213 (- 17%)	120	110	100
大形・不燃ごみ等※	609	501 (- 18%)	458 (- 25%)	50	41	38
合計	7,393	6,901 (- 7%)	6,587 (- 11%)	611	580 (- 5%)	545 (- 11%)

注 カッコ内は令和元年度比

※ 大形・不燃ごみ、もえがら・汚泥等、引取ごみの合計

図 6.1 目標達成時の家庭系ごみ発生量の推移



(2) 事業系ごみ発生量

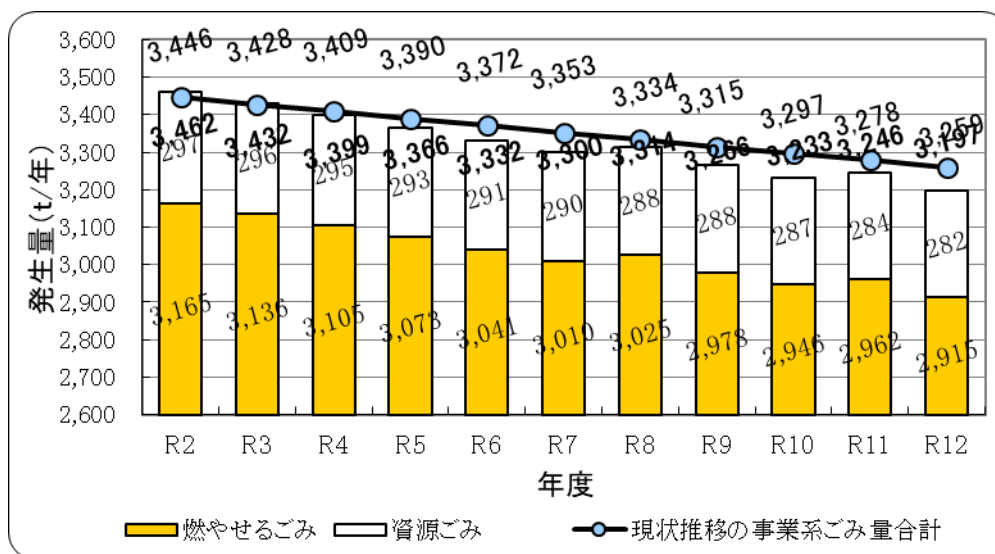
事業系ごみについては、減少傾向で推移し、令和7年度は3,503t、令和12年度は3,429tと予測された。

表 6.9 事業系ごみ年間発生量の予測結果

	年間発生量(t/年)		
	R1 (実績)	R7	R12
燃やせるごみ	3,168	3,010 (- 5%)	2,915 (- 8%)
資源ごみ	297	290 (- 2%)	282 (- 5%)
合計	3,465	3,300 (- 5%)	3,197 (- 8%)

注 カッコ内は令和元年度比

図 6.2 目標達成時の事業系ごみ発生量の推移



2 中間処理

(1) 焼却処理

焼却処理は、減少傾向で推移し、令和7年度は 7,292t、令和 12 年度は 6,972tと予測された。

表 6.10 焼却処理量の予測結果

単位：t/年

	R1 (実績)	R7	R12
直接焼却量	7,791	7,281 (- 7%)	6,873 (- 12%)
処理後焼却量	533	466 (- 13%)	439 (- 18%)
合計	8,324	7,747 (- 7%)	7,312 (- 12%)

注 カッコ内は令和元年度比

※ 処理後焼却量は、リサイクルコンポストセンターからの可燃物残渣、不燃物処理資源化設備及び容器包装リサイクル推進施設からの残渣である。

(2) 堆肥化处理

堆肥化处理は、減少傾向で推移し、令和7年度は1,212t、令和12年度は1,162tと予測された。

表 6.11 生ごみの搬入量と堆肥生産量等の予測結果

単位：t/年

	R1 (実績)	R7	R12
生ごみ搬入量	932	885 (- 5%)	839 (- 10%)
清掃センター	740	703	666
えこ3	192	182	173
堆肥生産量	90	86	81
清掃センター	82	78	74
えこ3※	8	8	7
可燃物残渣量	63	42	40

注 カッコ内は令和元年度比

※ えこ3センターの堆肥出荷量は、生ごみ相当分である。

(3) 資源化处理

堆肥化处理以外の資源化处理も減少傾向で推移し、令和7年度は1,333t、令和12年度は1,255tと予測された。

表 6.12 資源の搬入量と資源化量等の予測結果

単位：t/年

	R1 (実績)	R7	R12
搬入量	プラスチック製容器包装	123	117
	紙製容器包装	37	35
	古紙・ペットボトル	197	187
	段ボール・古着	96	91
	空カン・空ビン	366	348
	大形・不燃ごみ	587	558
	引取ごみ	21	20
	合 計	1,427	1,356 (- 5%)
資源化量 ※		859	967 (- 10%)
可燃物残渣＋不燃物残渣量		470	364
埋立残渣量		4	3

注 カッコ内は令和元年度比

※ 出荷量

3 リサイクル率

資源化量は減少傾向で推移し、令和7年度は 2,886t、令和 12 年度は 2,838tと予測された。
リサイクル率は、令和7年度は 27.8%、令和 12 年度は 28.4%と予測された。

表 6.13 リサイクル率の予測結果

	単位:t/年		
	R1 (実績)	R7	H37
総ごみ発生量	10,858	10,315	10,002
資源化量	2,333	2,414 (+ 3%)	2,750 (+ 18%)
リサイクル率	21.5%	24.5%	27.0%

注 カッコ内は令和元年度比

4 最終処分

最終処分量は減少傾向で推移し、令和7年度は 582t、令和 12 年度は 556tと予測された。
最終処分率は、令和7年度は 5.60%、令和 12 年度は 5.56%と予測された。

表 6.14 最終処分量の予測結果

単位:t/年

	H26 (実績)	H32	H37
溶融飛灰処分量	634	578	553
大型・不燃ごみ 処理後埋立量	4	3	3
最終処分量合計	638	582 (- 9%)	556 (- 13%)
最終処分率	5.74%	5.60%	5.56%

注 カッコ内は令和元年度比